

平成 30 年度
自 己 点 検 評 価 報 告 書

平成 31（2019）年 3 月
びわこ学院大学短期大学部

目次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	35
基準 4. 教員・職員	44
基準 5. 経営・管理と財務	54
基準 6. 内部質保証	64
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	67
基準 A. 地域連携	67
基準 B. 中期計画の作成	68

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1 建学の精神と大学の教育理念

びわこ学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、1990（平成2）年に、生活文化学科のみを有する単科大学、滋賀文化短期大学として開学した。

本学の建学精神と教育理念は、学校法人滋賀学園寄附行為及び、びわこ学院大学短期大学部学則に次のように謳っている。

○学校法人滋賀学園寄附行為

第3条 この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。

○びわこ学院大学短期大学部学則

第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法に定める短期大学として学芸を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。

2 ライフデザイン学科は、生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務、教育および福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

2 本学の使命・目標

滋賀県では高等教育機関が南部や東北部に集中し、中部地域での大学の空白時期が長年続いた。当地域における行政機関や経済界、教育関係者にとっては、大学の立地は積年の悲願であった。

学校法人八日市女子学園（現学校法人滋賀学園）は、こうした地域事情を背景として、各方面から寄せられた高等教育機関への篤い想いに応え、1990（平成2）年に「滋賀文化短期大学」を開設した。本学では、いよいよ現実になってきた少子高齢化社会を見据えた地域福祉の第一線を担う人材養成を教育目的として、実務重視の教学を実践し、開学以来、4,500 人余の職業人を輩出し、その多くは市内もしくは県域に職場を得てきた。

今後、若者の都市への集中が進むなか、地方の再生に必要な若い力をこの地域に定着させる意味でも、本学への地元の期待は大きい。

本学では、地元への就職を希望する若者に、地域から求められる人材となる教育を実施し、広い視野と社会人としての素養を持って地域の将来を担う力として、卒業生を送り出すことを目標としている。

3 大学の個性・特色

ライフデザイン学科は、少子高齢化社会における家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応し得る素養の育成に目標を置き、新しい生活スタイルの創造や優れた職業人となるための教養、技能を研鑽し、併せて少子高齢化社会の生活問題の解決を支援できる能力を養成するとともに、具体的方策の企画立案手法や、援助技術を習得させることを目指している。

また、地域に根差し、地域に開かれた大学の責務として、地域への人材の供給はもとより、積極的に教育・研究活動を通じて地域企業や行政との連携を深め、地域の問題解決に貢献することも、大きな目標としている。

本学のシンボルマークは、次のコンセプトにより作成している。



びわこ学院大学の頭文字「B」と琵琶湖の波がモチーフ。カラーは滋賀県と本学の象徴である琵琶湖を表す「青」と、スクールカラーである「紺」を用い、ダイナミックな動きを見せる波形のデザインによって、大学とそこに集う学生たちのたゆまぬ成長と邁進、発展をイメージ。また、全体の形は膨らみかけている蕾を象形しており、青、紺のカラーは、大学と学生たちの知性を表現し、学生たちの知性の蕾が、今まさに大きく花開こうとしている姿、そして、蕾のなかに子どもたちを包みこむ優しさに満ちた人間形成を表現している。

Ⅱ. 沿革と現況

1 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、1933（昭和 8）年に八日市市（現東近江市）浜野町に開設された「和服裁縫研究所」をはじめりとしている。創始者 森 はな は、日本の美風を身につけた婦女子の育成を教育理念として、地域の子弟教育に限りない情熱を注ぎ、これまで多数の善良な家庭人を育てるとともに、隣人や地域社会と連携して社会発展に献身的に取り組む有為な人材を世に輩出してきた。

こうした地道な教育活動は、次第に衆目を集めるところとなり、1955（昭和 30）年に「八日市和洋女子専門学院」を、1976（昭和 51）年には専修学校「八日市女子専門学校」並びに「八日市高等女子専門学校」を、1984（昭和 59）年には「八日市女子高等学校」を開校し、教育機関としての地歩を固め、1990（平成 2）年には八日市市布施町で専門学校を母体とした「滋賀文化短期大学（生活文化学科）」を開学するに至った。

○ 学園全体の年表を掲げ、沿革を示す。

昭和 8	(1933)年	1 月	創始者 森 はな 和服裁縫研究所 開設
昭和 30	(1955)年	11 月	八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42	(1967)年	4 月	校名を八日市女子学園に改称
昭和 44	(1969)年	10 月	準学校法人八日市女子学園 設立 初代理事長に 森 はな 就任
昭和 51	(1976)年	4 月	専修学校として認可を受け、 校名を高等課程 八日市高等女子専門学校 専門課程 八日市女子専門学校に改称
昭和 58	(1983)年	11 月	学校法人八日市女子学園 設立
昭和 59	(1984)年	4 月	八日市女子高等学校 被服科 開校
昭和 62	(1987)年	4 月	八日市女子高等学校 教養科 開設
平成 元	(1989)年	12 月	滋賀文化短期大学設置認可を受ける

びわこ学院大学短期大学部

平成 2	(1990)年	4 月	滋賀文化短期大学 生活文化学科 開学
平成 2	(1990)年	4 月	八日市女子高等学校 普通科 開設
平成 6	(1994)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻 人間福祉学科 人間福祉専攻 開設
平成 8	(1996)年	4 月	第 2 代理事長に森 美和子 就任
平成 8	(1996)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員増
平成 9	(1997)年	4 月	法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 9	(1997)年	4 月	滋賀文化短期大学男女共学制を開始
平成 9	(1997)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻の入学定員増
平成 10	(1998)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻 開設
平成 10	(1998)年	4 月	滋賀文化短期大学 生活文化学科の入学定員 減
平成 11	(1999)年	4 月	八日市女子高等学校を男女共学制とし、 校名を滋賀学園高等学校に改称
平成 13	(2001)年	12 月	滋賀文化短期大学 図書館棟 竣工
平成 15	(2003)年	4 月	滋賀学園中学校 開校
平成 19	(2007)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻の入学定員 増 生活文化学科及び人間福祉学科人間福祉専攻の入学定員 減
平成 21	(2009)年	4 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開学
平成 21	(2009)年	4 月	滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に改組 ライフデザイン学科 開設
平成 25	(2013)年	4 月	びわこ学院大学附属こども園「あっぷる」 開園
平成 26	(2014)年	4 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 スポーツ教育学科 開設
平成 29	(2017)年	4 月	びわこ学院大学短期大学部 ライフデザイン学科 児童学コース 開設

2 本学の現況

- ・短期大学名 びわこ学院大学短期大学部
- ・所在地 滋賀県東近江市布施町 29
- ・学科の構成

学 科 名	コ ー ス
ライフデザイン学科	児童学コース
	介護福祉コース
	キャリアデザインコース

- ・学生数、教員数、職員数　＜2018（平成30）年5月1日現在＞

(学生数) 入学定員 80、収容定員 160 (名)

	ライフデザイン学科				計
	児童学	介護福祉	キャリアデザイン	ライフデザイン ※1	
1 年生	34	23	32		90
2 年生	19	29	17	1	66
計	53	52	49	1	155

※1 2017（平成29）年度から地域政策コースとライデザインコースを統合し、キャリアデザインコースに改組

(教員数) (名)

学科名	教授		准教授		講師		助教		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
ライフデザイン学科	3	0	0	2	1	4	0	0	4	6
計	3		2		5		0		10	

(職員数) (名)

区分	正職員		嘱託		非常勤		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	11	4	0	0	7	8	18	12
計	15		0		15		30	

大学と共通

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

ア 使命・目的

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 余年にわたり一貫して掲げてきた『地域に貢献する人材の育成』を建学の精神としている。

このような観点に立って、本学学則の第 1 条（目的）において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める短期大学として学芸を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を習得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-1】

イ 教育研究目的

人口減少、少子高齢化が進むなか、大都市への若年層の流出は、地方にとって大きな問題となっている。本学の位置する滋賀県においても、大学や短期大学を卒業し、他府県に職を求めて転出する人口が多いという特徴がある。

一方で、若者たちは高等学校までの生活において、地域と関わりをもつ機会が少ないため、地元の良さに対する認識も低く、地域社会に関する知識や経験に乏しい現実があり、これも若者の地域離れの大きな要因となっている。

地域社会にとって、高等教育機関、特に短大に期待されることは、地域の産業や社会活動に対して有用な人材の育成であり、地域を理解し定着して地域のために貢献できる人材の輩出である。

そのために、本学の目的は、地域をより深く理解し、地域のために何が必要か体験を通して地域の発展のために働くことのできる人材を育成することにある。

具体的には、行政、企業、NPO 等との効果的な連携を教育の中に取り込み、コミュニケーションのあり方や人間としての魅力づくり、地域の歴史や文化、地域の政策などについての知識を持ち、学生が地域を舞台にした自らのライフデザインを設計できる力を身につけることができる教育内容とする。

【自己評価】

本学の使命・教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則に具体的かつ明確に記載している。また、これらの基本的事項は大学の公式ホームページや大学案内、学生ハンドブックなどにおいて適宜公表している。

<エビデンス集 （資料編）>

【資料 1-1-1】びわこ学院大学短期大学部 学則第 1 条（学校法人滋賀学園規程集 3-11）【資料 F-3】より

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、1-1-①イ.教育研究目的で記述したとおりであるが、これらの内容を学生が正しく理解することは勿論のこと、日常的に自覚し、主体的に行動することが重要であることから、各年度の学生ハンドブックの前書き部分において、簡潔なわかり易い文章で次のように掲載している。

びわこ学院大学短期大学部の基本理念と教育目的には、「地域に貢献できる人材育成」を建学の精神として、学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を習得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人物を育成することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-2】

【自己評価】

「寄附行為」「大学学則」「学生ハンドブック」等に明示されている大学の使命や教育目的は明確かつ簡潔に記載されている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-2】2018 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神【資料 F-5】より

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の建学理念『地域に貢献する人材の育成』は、地域が必要とする職能人のニーズに応えることにある。本学が位置する滋賀県東部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。【資料 1-1-3】

本学が目指す福祉の素養と高い社会性を身に付けた介護福祉士、幼児教育における高い専門性を持った保育士や幼稚園教諭、そして、地域を良く知り、地域の人々と共に地域に貢献できる職能人を養成することは、地元の人的需要に沿ったものといえる。

本学は、女子短期大学として生活文化学科の単一の学科からスタートしたが、その後地域の要請に応える形で、「人間福祉」をキーワードに男女共学、福祉への人材育成、地域での学びを軸に進展してきた。

介護福祉コースでは、高齢社会の到来に伴い不足しがちな介護のプロを育成し、県内唯一の介護福祉士養成課程を持つ短期大学として、多くの人材を輩出してきた。県内の施設においては、本学卒業生への信頼も厚く、毎年就職率はほぼ 100%を達成している。【資料 1-1-4】

2017 (平成 29) 年度に開設した児童学コースでは、少子高齢化による労働力不足への対応として、女性にも働きやすい環境を創り出すため、地域に不足している保育士や幼稚園教諭の育成に取り組んでいる。

キャリアデザインコースでは、地域社会に関連する専門的な学びを深めるとともに、現在の情報化社会で働くために必要な情報・ビジネス関連の資格取得を目指し、自らのキャリアアップに努め、地域に貢献できる人材の育成を目指している。

【自己評価】

本学では、実務教育と福祉教育の学問領域を融合させ、全人格的な社会人の育成を目指しており、こうした教育理念は教学にも反映され、本学の学びにおける個性・特色となっている。また、それらの内容は、印刷物等の媒体を通して明示しており、学内外への周知に努めている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-3】2017 (平成 29) 年 滋賀県中部地域の人口動態と構成

【資料 1-1-4】介護福祉士コース就職内定者一覧

【資料 1-1-5】2018 シラバス

【資料 F-5】より

【資料 1-1-6】キャリアデザインコース就職内定者一覧

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

本学では、定例的に開催される「自己点検・評価委員会」及び「FD 委員会」と同委員会主催による「FD 研修会」などにおいて、大学を取り巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などについて広く議論し、本学の教学内容や大学運営に活かすよう努めている。【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】

学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織としている。

なお、「入学センター」では、学生募集に関わる広報や入試業務、「実習・実践支援センター」では、教育実習や施設・企業実習等に関わる学生支援、「進路・就職支援センター」では、進路指導や就職活動に関する学生支援を主な業務にしている。さらに「外部連携研究センター」では、地方自治体や企業、地域住民との連携に関わる教育研究活動を推進するとともに、外部資金獲得に関する業務を主な内容としている。【資料 1-1-10】【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】

教授会の傘下にある 18 の委員会をはじめ、ともすれば、縦断的に運営されがちな進路・就職指導や実習・実践支援、地域連携事務などに統合的かつ機能的に対処するため、横断的な組織体制をとっている。

なお、「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向などを見据え、所要の見直しを明文化しており、「第一次経営力向上推進プログラム」において、適切な改善策等について明記することとしている。【資料 1-1-14】

【自己評価】

現行の教育手法やシステム等については、常に学内の関係機関での審議を踏まえつつ、社会の変化に適応できるよう見直しを進めることが重要であり、この体制によって様々な環境の変化にも対応できるものと考えている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-7】びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 3-38)

【資料 1-1-8】びわこ学院大学短期大学部 FD 委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 3-45)

【資料 1-1-9】2018 (平成 30) 年度 FD/SD 研修会開催状況

【資料 1-1-10】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程

(学校法人滋賀学園規程集 4-9)

【資料 1-1-11】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程

(学校法人滋賀学園規程集 4-14)

【資料 1-1-12】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程

(学校法人滋賀学園規程集 4-11)

【資料 1-1-13】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程

(学校法人滋賀学園規程集 4-13)

【資料 1-1-14】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育目標については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・維持しつつ、大学を取り巻く環境の変化に敏感に対応することが肝要である。具体的には少子化に伴う大学淘汰、グローバル化や地方分権がもたらす地域社会環境の変化、さらにはそれらを背景とする高等教育機関への期待、地域住民や受験生が大学に求める存在意義の変化などを踏まえ、使命・目的及び教育目的について、随時見直すこととしている。

そのひとつとして、2017（平成 29）年度に開設した児童学コースは、少子高齢化の進む地域に求められる子育てがしやすい環境づくりのための人材育成に重点を置いた教育の一環である。

地域の高等教育機関としての使命と、本学の建学精神を具現化していく上で、現行の教育目標が社会潮流に適ったものとなっているかなど、その整合性について適宜検証を加え、大学運営に反映してゆくことが肝要である。特に、学園の総合力を発揚するうえで、本学と滋賀学園中学・高等学校との有機的連携を深めていかなければならない。

さまざまな問題点や改善点については、理事長、学長、事務局長、学部長及び学科長による「三役・学科長会議」での基本的な対応方針をもとに、教職員がこれらの検討内容を共有して、議論の輪を広げるとともに、段階的に是正を図ることとしている。また、これら改革内容の進展状況を勘案しながら、本学ホームページ等で開示し、学内外の関係者への周知に努め、外部からの声を尊重し、真摯に対応していくことが必要である。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

1989（平成元）年度の短期大学開設準備作業においては、主として学長予定者と大学開設準備室が中心となって学園の建学精神を範とした本学の使命・目的などの方向付けを行ってきたが、この調書作成過程においては全教職員が議論に参画しており、大学の使命・目的などについては十分なる理解と支持が得られる結論が導き出されている。開学後においては、各媒体（印刷物やメール、WEB システム等）を活用して、教育目的等の啓発・周知と情報の共有に努めている。

また、役員に対しては、年度初めの理事会と評議員会において、学長から教学内容の説明に併せて本学の使命・教育目的の取り組み方針について報告するとともに、当該年度の最後の理事会においても、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明のなかで、教育目的の達成状況について総括しており、十分な理解と承認が得られているものと認識している。

この他、学則をはじめとする基本的な規程の改廃や地元自治体、各種団体との連携、交流活

動について、教授会での議論を踏まえて、理事会と評議員会の承認を得ており、この点についても、役員と教職員の理解と支持が得られている。【資料 1-2-1】

【自己評価】

建学の精神等で示された使命や目的については、大学設置申請の事務手続などを通じて役員及び教職員の理解が深められており、また、「大学案内」「学生募集要項」「学則」や「学生ハンドブック」等の印刷物やホームページのポータルサイトにより、学内外への啓発を図っている。

＜エビデンス集 （資料編）＞

【資料 1-2-1】 2018（平成 30）年度 理事会/評議員会 次第 【資料 F-10】 より

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

学内外への広報については、周知対象を大きく受験生・保護者と社会一般、新入生を含む在学生及び卒業生と産業界といった 3 つの分野に大別し、対象ごとに広報内容にメリハリをつけ、啓発と周知に努めている。

まず、受験生・保護者と社会人一般に対しては「大学案内」「紫野（広報誌）」「本学ホームページ」などの印刷物と電子媒体を通して周知を図っている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

また、新入生には受験前の「オープンキャンパスでの説明会」「大学案内」、入学後の「入学式での学長の式辞」「新入生オリエンテーション」「学生ハンドブック（学則）」「シラバス」「本学ホームページ」等さまざまな機会や印刷物等を通して、本学の教育理念の説明と併せて〈1-2-③のイ〉に示される 3 つのポリシーの啓発に努めている。

さらに、在学生については、進級時のオリエンテーションのほか、「リテラシー入門」「キャリアデザイン」等の講義を通して、本学の教育理念・目標について適切に説明している。【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

この他、一般社会や卒業生、産業界への周知広報については、「就職用パンフレット」「紫野（広報誌）」「紫茜（同窓会誌）」「本学のホームページ」などを通し各方面への啓発に努めている。【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】

【自己評価】

建学の精神（理念）、使命・目的及び教育目的などは、さまざまな媒体（「大学案内」「シラバス」「学生ハンドブック」「広報誌」「大学パンフレット」「大学ホームページ」等）を通して学内外に周知されているものと判断している。

＜エビデンス集 （資料編）＞

【資料 1-2-2】 2018 大学案内 【資料 F-2】 より

【資料 1-2-3】 ホームページ <https://www.biwakogakuin.ac.jp/>

【資料 1-2-4】 2018（平成 30）年度 紫野（広報誌）

【資料 1-2-5】 2018（平成 30）年度 入学式での学長式辞

【資料 1-2-6】 2018（平成 30）年度 新入生オリエンテーション 実施要項

【資料 1-2-7】 基本理念と教育目的 2018 学生ハンドブック（p.6） 【資料 F-5】 より

- 【資料 1-2-8】「リテラシー入門」シラバス 2018 シラバス 【資料 F-5】より
【資料 1-2-9】「キャリアデザイン」シラバス 2018 シラバス 【資料 F-5】より
【資料 1-2-10】2018（平成 30）年度 企業向けパンフレット
【資料 1-2-11】2018（平成 30）年度 紫菫（同窓会誌）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の教育・学術を展開するにあたり、建学理念と教育目的の根幹ともいえる『地域に貢献する人材の育成』を確たるベースにしながら、社会・産業界の質的な変化や社会システム、生活スタイルの変容など社会・経済・文化の流れにしなやかに順応し、地域の一員として力強く生きる資質の養成を最重視しなければならない。

こうした観点にたつて、2014（平成 26）年度において策定した中期経営計画には、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や地域連携を締結している近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映させている。本年度は、その中長期計画の最終年度のため、その見直しに取り掛かっている。

そして、新たな中長期計画の策定にあたり、3 コースともそれぞれのコースの特色を活かした「地域貢献のための人材育成」の方針を中長期的な計画に反映させている。

児童学コースでは、地域の幼児教育をささえる人材輩出のため、教員採用試験や公務員試験への対策強化や幼保関連施設への正規職員としての採用確保などを中長期計画に盛り込んでいる。

介護福祉コースでは、地域の介護業界をささえる人材輩出のため、卒業時の介護福祉士国家試験への対策強化や 2018（平成 30）年度から開始した福祉住環境コーディネーター検定試験の合格者増加を中長期計画の中に記述している。また、コースの教育内容の拡充のため、新たな資格取得の導入と、それに伴うコース名称の変更などを検討しかつ関係各所で協議中である。

キャリアデザインコースでは、地域経済を支える人材を輩出するため、公務員採用試験対策の強化やインテリアコーディネーター検定試験の対策講座の開始、地域社会への就職促進のためインターンシップの強化などを新たな中長期計画に盛り込んでいる。【資料 1-2-12】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神のもと本学の使命・目的及び教育目的を実現するために次の 3 つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー）を定め、教育体制と教育内容の整備に努める一方、こうした取り組みを広く学内外への周知に努めている。

○アドミッションポリシー

児童学コース

- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児教育に情熱を有する人
- ・保育士や幼稚園教諭等の幼児教育について、専門的に研究したいと思う人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、保育・教育現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

介護福祉コース

- ・高齢者・障がい者福祉学について興味があり、専門職としての学識と職能を得たい人
- ・高齢者・障がい者福祉学について、専門的に研究したいと思う人
- ・高齢者や障がい者を取り巻く諸問題を真剣に受け止め、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

キャリアデザインコース

- ・家庭、職場、地域社会における人々の暮らしについて興味があり、それぞれにおける暮らしをより豊かなものとするための学識と職能を得たい人
- ・地域政策学、情報学、生活科学について、専門的に研究したいと思う人
- ・家庭、職場、地域社会における人々の暮らしを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、それぞれの現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

○カリキュラムポリシー

児童学コース

少子高齢化、核家族化が進行する社会において、子ども（修学前児童）の成長と教育を理解し、子どもの育ちと学びを支えることができるために、子どもの発達と保育・教育にかかわる分野の教育・研究を行う。

介護福祉コース

高齢化、長寿化が進行する社会において、介護の知識、技能を習得し、介護を必要とする人が、その人らしい生活を送れるよう支えることができるための教育・研究を行う。

キャリアデザインコース

自身や周囲の人々の家庭生活、職場や地域での活動をより豊かで健全なものとして出来るよう、居住環境、情報活用、企業活動、地域政策にかかわる分野の教育・研究を行う。

○ディプロマポリシー

1. 家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応しうる意志と素養を有している。
2. 新しい生活スタイルの創造や、優れた職業人になるための情熱と倫理観を持ち、高い決断力と深い探求心を備えている。
3. 自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
4. 人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を備え、社会の一員として適切な行動ができる。
5. 日常生活における諸問題を解決するための能力、具体的方策や技能を修得し、地域活動や仕事を通して他人を支援することができる。

【自己評価】

上記の3つのポリシーのもとで、本学の建学の精神『地域に貢献する人材の育成』に沿った教育体制・教学内容を整備している。なお、これらのポリシーについては、近年大学等を取り巻く環境が大きく変化しつつあることに鑑み、適宜見直しを加え、社会変容に順応していく必要がある。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-2-12】学校法人滋賀学園「中期経営計画」 【資料 1-1-14】に同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学のライフデザイン学科では、2014（平成 26）年度から、それまでの 5 コース制から 3 コース制に編成を変更している。そして、2017（平成 29）年度からは「児童学コース」が新設され、「介護福祉士養成コース」は「介護福祉コース」へ名称変更し、「地域政策コース」と「ライフデザインコース」が統合され「キャリアデザインコース」に改組された。

「介護福祉コース」は、介護の職種への希望者が減少し、県内の大学や短期大学が介護福祉分野の育成過程を縮小、閉鎖するなか、地域の介護部門の人材不足に対し、その供給に資するため、従来通りの育成を継続するため、その課程を存続させている。

「児童学コース」は、地域の幼児教育分野の人材不足に対し、その供給に資するため、地域に不足している保育士や幼稚園教諭の育成に取り組んでいる。

「キャリアデザインコース」は、地域社会に関連する課題の提起・解決に対する学びと幅広い情報・ビジネス関連資格の取得を目指し、将来的には地域に貢献できるより高い資質を備えた社会人として市役所などの公務員や地元企業への就職を目指している学生を中心に募集している。

ライフデザイン学科の「コース会議」は、各コースの専任教員によりコースごとで構成され、教学上の課題調整はそれぞれの「コース会議」での審議をもとに、「学科会議」で総合調整が図られている。この学科会議は、学科に在籍する助教以上の教員で構成され、学科目標の検証と達成シナリオ、学生動態の共通理解など、教育・研究、運営に関する様々な事項の審議や学科特性を生かした教育に関する企画立案などで機能している。

コース会議及び学科会議で審議された事項について、横断的、総合的に調整・審議する機関として、「教授会」が組織されている。本学の教授会は、学科が単一であることから、学長、学科長、教授、准教授、講師の全専任教員で構成し、教学面の要望等が迅速かつ効果的に対処できるよう事務局から総務課・教務課・学生支援課が参加している。定例教授会は月 1 回、第 4 水曜日に開催し、それ以外にも学長または構成員の過半数からの要請により臨時の教授会を開催することができることとしている。【資料 1-2-13】

なお、上記教授会で審議する事案をあらかじめ検討、調整するとともに、びわこ学院大学ならびにびわこ学院大学短期大学部を横断的に包括し、当面する諸課題を協議する組織として「企画運営会議」を置いている。構成メンバーは、学長、学部長（大学のみ）、学科長、教務部長、学生部長、入学部長、図書館長、入学センター長、進路・就職支援センター長、実習・実践支援センター長、外部連携研究センター長、及び学長が推薦する教員の他、事務部門からは事務局長、総務課長が参加し、学長が主宰する。会議は月 1 回（毎月第 1 水曜日）を定例会議とし、学長の意向により、臨時に開催することがある。【資料 1-2-14】

このほかに、教授会の下部組織として、専門的事項を審議、起案、実行することを目的として、18 の委員会が組織され、役職により出席する規定委員と学科が推薦する委嘱委員で構成されている。

また、学生の多様な技能習得や活動を支える機関として、4 つの独立したセンター（入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター、外部連携研究センター）を併設しており、学生の学修と並行して、単位取得とは関わりなく学生が主体的に学究する教育環境を整えている。【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】

この他、本学が地域に貢献する人材育成を教育理念としていることに鑑み、学生が入学時から、地域住民との交流などを通して、卒業後に地域活動に自主的に参加し、指導的役割を担うよう意識付けを行っている。これらの取り組みは、「[図 1-2-1] びわこ学院大学短期大学部組織機構図」で示す体制の下に適正に執行されている。

本学における意思決定プロセスは、コース会議から学科会議で一定の方向付けを行い、関係委員会で協議の後、企画運営会議での横断的かつ総合的な調整を経て、教授会において審議・決定

される。なお、人事や財政に係わる事案については理事会の承認が必要となる。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的を戦略的に遂行するための「大学の3つの方針」をもとに、全学的に推進する教育研究及び管理運営の体制が整備されていることから、機能性が発揮できているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-13】 びわこ学院大学短期大学部 教授会規程（学校法人滋賀学園規程集 3-14）

【資料 1-2-14】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-8）

【資料 1-2-15】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-9）

【資料 1-2-16】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-14）

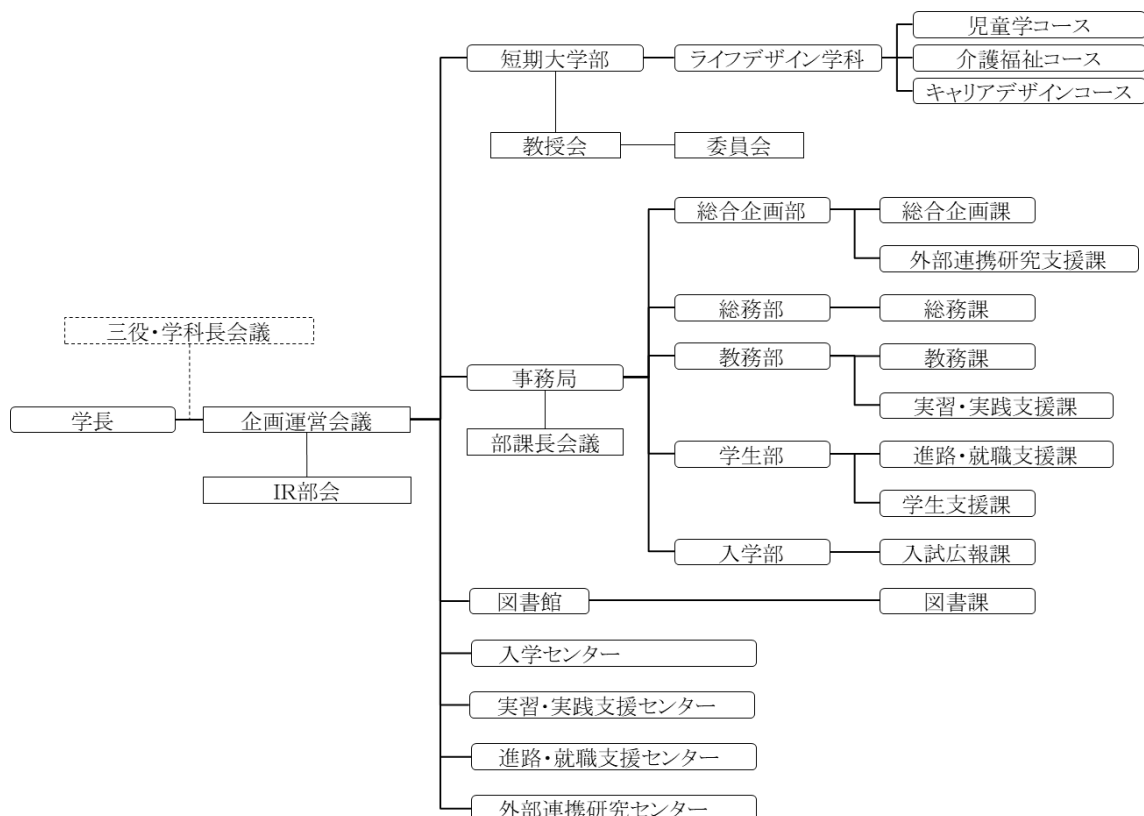
【資料 1-2-17】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-11）

【資料 1-2-18】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-13）

〔図 1-2-1〕 びわこ学院大学短期大学部 組織機構図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

近年、大学運営は先行きが見通せない試練の時を迎えている。とりわけ、少子化の進行に伴う大学志望者の減少は、熾烈な学生確保や大学の大衆化による学力低下、さらには科学技術やグローバル化の進展が相俟って、これまでの延長線上にはない斬新な取り組みが求められるようにな

っている。

幹線交通から距離をおく本学の地理的条件や、単科大学として学問領域が限定されることなどの負の側面をしっかりと直視し、これらの課題を適確に克服していくための不断の見直しは、本学の持続的発展にとって最も重要な事項である。

こうした現状認識のもとに、学生が意欲的に学べる環境づくり、例えば、体験型の教育やキャリア教育など学生が学びの目的を自得するための仕掛け、即ち、新たな教育システムや教育手法を取り入れていくことにより、教学の質的向上はもとより、学生がめざす職業人育成の土壌として機能することが期待できる。

また、地方における顕著な少子高齢化の進行に対応するため、幼児教育の指導者を育成する、児童学コースの運営にも取り組んでいく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則などに具体的かつ明確で簡潔な文章で示されている。

また、本学ライフデザイン学科は、児童学コース、介護福祉コース、キャリアデザインコースの3コースから成り、それらのコース毎の学びにおける個性・特色は、様々な広報媒体を通して学内外に明示されている。そして、学内の関係機関において現行の教育システムなどの見直しを常に図ることで、様々な社会の変化への対応が可能であると考える。

本学の使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員の理解と支持のもと、様々な広報媒体で学内外に周知されるとともに、中長期的な計画の策定に反映されている。そして、本学の使命・目的及び教育目的を実現するために3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、それをもとに全学的に推進する教育研究及び管理運営の体制が整備されていることから、本学の使命・目的及び教育目的は、教育研究組織の構成と整合性があると判断される。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

2018（平成 30）年度の入試業務（平成 31 年度入試）は、2017（平成 29）年度におけるライフデザイン学科のコース改編により設置された 3 コース（児童学コース、介護福祉コース、キャリアデザインコース）に対して実施された。

本学の入学者の受け入れについては、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を修得し、地域社会に貢献しようとする学生を求め、以下に示す各コースのアドミSSIONポリシーに基づき実施している。

児童学コース

- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児教育に情熱を有する人
- ・保育士や幼稚園教諭等の幼児教育について、専門的に研究したいと思う人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、保育・教育現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

介護福祉コース

- ・高齢者・障がい者福祉学について興味があり、専門職としての学識と職能を得たい人
- ・高齢者・障がい者福祉学について、専門的に研究したいと思う人
- ・高齢者や障がい者を取り巻く諸問題を真剣に受け止め、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

キャリアデザインコース

- ・家庭、職場、地域社会における人々の暮らしについて興味があり、それぞれにおける暮らしをより豊かなものとするための学識と職能を得たい人
- ・地域政策学、情報学、生活科学について、専門的に研究したいと思う人
- ・家庭、職場、地域社会における人々の暮らしを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、それぞれの現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

この内容については、「大学案内」「学生募集要項」「本学ホームページ」等に明示するとともに、学科の受け入れ方針とあわせて、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、高大連携講座、高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等さまざまな機会を通して詳細に説明している。また、こうした対面的な働きかけと並行してフェイスブック等のソーシャルネットワークシステム等を活用して、潜在的な志願者の開拓を行っている。

2018（平成 30）年度は、前年度と同様に年 9 回開催したオープンキャンパスにおいて、学科の教育目標やカリキュラムの説明、体験授業、個別相談、卒業生トークショーなどを実施した。今年度の新たな取り組みとしては、児童学コースの新設に伴う参加者増加を予想し、幼児教育分野における体験授業の回数を増やした。特に、12 月には対象を広く保育者志望の生徒に求め、保育者の仕事を理解することを主眼に、仕事紹介や卒業生トークショーを行い、さらに、附属こども園あつぷるの見学会などを実施した。また、学生自身による「学生生活紹介」をひとつのイベントとして設定し、学生目線による本学の紹介・周知を行い本学のイメージをより定着化しやすいように図るなどのオープンキャンパスの魅力化向上に努めた。この他、高等学校の要請による高大連携講座や高等学校生徒（1、2 年生含む）のキャンパス見学会などの高等学校や生徒達を対象とした多様なチャンネルを通してアドミッションポリシーを念頭においた大学の受入れ方針の説明と周知に努めている。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-9】

【自己評価】

以上より、本学においては、アドミッションポリシーが明確に公表・周知されていると判断できる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】びわこ学院大学短期大学部 平成 31 年度入試 学生募集要項

【資料 2-1-2】オープンキャンパス参加状況

【資料 2-1-3】高校教員対象 2019（平成 31）年度入試説明会 実施要項

【資料 2-1-4】オープンキャンパス 2018（チラシ）

【資料 2-1-5】2018（平成 30）年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

【資料 2-1-6】2018（平成 30）年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録（県外）

【資料 2-1-7】2018（平成 30）年度 キャンパス見学会日程表

【資料 2-1-8】2019 大学案内

【資料 2-1-9】ホームページ https://www.biwakogakuin.ac.jp/juken/nyuushi_tandai（入試情報）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

本学では、学生募集要項にアドミッションポリシーを記載し、その周知・徹底をはかっている。それは、本学ライフデザイン学科が目指す「学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人物の育成」といった教育目的を深く理解し、学修への高い意欲や良好な人間関係の構築を志向する学生の確保を念頭においたからである。そして、本学の入学者選抜は、「入学者選抜規程」及び「入学センター規程」に基づき適正かつ公正な体制のもとで実施しており、業務の総括は、規程に定める入学者選抜の実施体制（入学試験の組織体制）における入学試験実施本部がこれを行っている。【資料 2-1-10】～【資料 2-1-12】

なお、入学試験実施本部の所掌する入学試験の種別は以下の通りである。【資料 2-1-10】

AO 入試	自己 PR 書に基づく本学教員との個人面談試験により可否を判定する。なお、受験にあたり事前説明会への参加を課している。
推薦入試 (公募制度)	小論文または 1 科目受験 ¹⁾ のいずれかと本学教員との集団での面接試験と書類審査により可否を判定する。

推薦入試 (指定校制度)	本学教員との集団での面接試験と書類審査により可否を判定する。
推薦入試 (自己推薦制度)	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により可否を判定する。
一般入試	1 科目受験 ²⁾ と書類審査により可否を判定する。
大学入試センター 試験利用入試	大学入試センター試験の対象科目の成績により可否を判定する。
社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により可否を判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問と書類審査により可否を判定する。

1) …国語の基礎問題

2) …国語総合(近代以降の文章)

本学では、入学者の選抜方法を多様化することで、受験者の入試種別の選択肢を広げるとともに、多様な学生を幅広く受け入れることに努めている。特に AO 入試に関しては、オープンキャンパス等での事前説明をエントリー要件として課しており、その事前説明では、必ずライフデザイン学科のアドミッションポリシーを説明し、アドミッションポリシーに沿った入学生受け入れ実施の徹底を図り、入学後のミスマッチを防ぐ工夫をしている。また、2017(平成 29)年度からの入試では自己推薦入試を年内(12 月)に実施し、早い時期に入試種別の選択肢を広げ、多様な受験者の受け入れにも対応している。これらのことから、本学では、アドミッションポリシーに沿った多様な入学者の幅広い受け入れ実施がなされていると検証される。【資料 2-1-1】【資料 2-1-13】

なお、入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項等については、入学センター企画運営委員会での協議の後、本学教授会の審議を経ることになっている。また、入学試験問題については、入試問題作成委員会から問題作成を委嘱された本学教員による各教科の入試問題作成チームによって作成され、入学試験実施委員会の管理・運営のもとで採点が行われる。その際、採点者間で複数回のチェックを行うなど、採点ミスの発生防止を徹底している。昨年に引き続き、入試問題作成チーム全体で出題ミスがでないよう入試問題の入念な点検作業を行い、2019(平成 31)年度入試も出題ミスは一切発生しなかった。なお、可否判定にあたっては、入試判定委員会による一次案をもとに本学教授会での審議を経て、合格者を決定している。【資料 2-1-12】

また、本学では、入学予定者が入学試験合格後も学習を継続し、入学後の専門教育カリキュラムに不安なく取り組むことができるよう入学前学習を実施している。全入学予定者を対象とし、その内容については、児童学コースでは、必須課題としてコメントノートの作成(記事数 30 件以上)及び感想文(1000 字～1200 文字程度)を課しており、推奨課題としては福祉関連のボランティア活動とピアノの練習を推奨している。また、キャリアデザインコースでは、必須課題として、課題①一般常識や SPI の基礎的な問題集、課題②新聞記事スクラップノートの作成(記事数 30 件以上)を課しており、推奨課題としては、課題③情報に関連する検定試験受験の推奨である。そして、介護福祉コースにおいては、必須課題としてコメントノートの作成(記事数 30 件以上)及び感想文(1000 字以上)を課しており、推奨課題としては福祉関連のボランティア活動を推奨している。【資料 2-1-14】

【自己評価】

以上より、本学においては、アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用していると判断できる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-10】びわこ学院大学短期大学部 入学者選抜規程（学校法人滋賀学園規程集 3-40）

【資料 2-1-11】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4- 9）

【資料 2-1-12】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部

入学試験の組織体制図 （2018（平成 30）年度入試）

【資料 2-1-13】びわこ学院大学短期大学部 2019（平成 31）年度 AO 入試ガイド

【資料 2-1-14】入学前学習関連資料（配付資料）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育環境の維持、確保を念頭に、在籍学生の安定的確保に向けて、入学センターを中心に全学挙げての精力的な取り組みを進めてきた。しかしながら、ここ数年における本学の入学者数の動向は、総じて入学定員に対して未充足の傾向にあったが、前年度は、その全学挙げての取り組みやライフデザイン学科のコース改編などの効果が表れ、ライフデザイン学科の入学定員が 80 名のところ 88 名の入学者があり、入学定員の充足率は 110%となった。2019（平成 31）年度は、定員 80 名のところ 70 名の入学者であった。

そして、2019（平成 31）年度における本学の在籍者数は、入学定員の未充足や退学者数の影響はあるが、入学者数を加えて 157 人となり、その結果、本学の収容定員に対する充足率は 98.1%となり、本学の収容定員をほぼ満たす結果となった。しかしながら、完全な定員充足には至っていないので、今後の課題は、本学の入学定員および収容定員の充足である。【資料 2-1-15】

【自己評価】

以上より、本学では、少人数教育という教育環境の確保しつつ、適切な学生受入れ数の維持がなされていると評価している。今後は、入学定員の確保および収容定員の更なる充足が課題である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-15】入学者数、定員充足率 推移（過去 5 年）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

2019（平成 31）年度入試では、70 名が入学した。2018（平成 30）年度に 2 年目を迎えた児童学コースは、昨年に引き続き定員を充足したが、その要因の一つは、地域の保育士不足解消等を見据えた地域のニーズにあった結果といえるかもしれない。若い人々の幼児教育への関心の向上にもつながるので、今後も児童学コースの学生確保に努めていきたい。

更に、2018（平成 30）年度の入学生に対して、個別面談時に本学の入試についての聞き取りを実施した。その結果、入学生からは、ライフデザイン学科の教育方針や教育内容によって入学を決めた学生もいれば、親類縁者・学校の先輩などが本学出身というのもあった。また、インターネット検索で本学を知ったという学生もいたが、それらの多くの学生にほぼ共通していえるのが、一回は本学のオープンキャンパスに参加している傾向が高いことである。これは、本学のオープンキャンパスの魅力がライフデザイン学科の入学定員の確保につながる可能性を伺わせる。そのため、2019（平成 31）年度のオープンキャンパスは、更なる魅力化向上につながるようなイベントなどを考えていきたい。

2018（平成 30）年度の入試業務（平成 31 年度入試）は、「びわこ学院大学短期大学部 入学者選抜規程」および「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程」に定める入学セ

ンター企画運営委員会で審議し、教授会での決定を経て、入学試験実施本部がこれを行った。その結果、入学試験実施に係る組織体制がより明確で公正に機能したので、次年度もこの組織体制の維持と更なる入試業務の円滑化に努める。

今後の18歳人口の動向や受験志望分野の多様化が進むなか、「入学検定料フリーパス制度」や「ファミリー優遇制度」といった優遇制度に加えて、「資格取得奨励金」及び「公務員奨励金」等という本学独自の奨励金制度を充実させることにより、優秀な人材の確保に努める。

また、本学ライフデザイン学科は、2017（平成29）年4月から始まった3コースの魅力を高校訪問、高大連携講座、オープンキャンパス、大学のホームページ等を通して広くアピールし、学科及び各コースの教育方針等を十分に浸透させていくことに加え、資料請求者等の「積極的接触者」へのアプローチを強化し、学生募集における効果を高めていきたい。そして、若者の介護離れが大きな社会問題化している現在の介護福祉コースの入学者確保のために、高等学校での福祉関連の出前授業等を積極的に受け入れるとともに、福祉施設で働く多くの卒業生には、施設見学や体験授業で施設を訪れた高等学校の学生達に本学介護福祉コースの魅力を語り伝えてもらい、本学のオープンキャンパスへの参加学生数を増やし、入学者数の確保につなげていきたい。

また近年のSNSによる拡散を考慮し、入学センターと協議して、短期大学部の活動の様子を、積極的にInstagramやフェイスブック等から発信するようにしている。入学者定員確保の方策として、今後も有効に活用していきたい。

以上の通り学生の実入れについては、これまでアドミッションポリシーに沿って入試制度や試験内容等について見直しや改善を図り、一定定着しつつある。しかしながら、全国的には入学試験制度のあり方が議論されている時期でもあることから、これらの推移を見守りながら本学独自の体制整備に向けて、研鑽を深めていきたい。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

ア 教職協働

教員と職員の協働体制として、学科会議以外の各種委員会すべてに、正規の構成員として職員が入っている。参加した職員は、教員と共に意見をのべており、議決にも参加している。【資料 2-2-1】

入学時には、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの説明と履修指導を行い、在学生に対しては各年度開始時の履修指導を、教員と職員が協力して行っている。【資料 2-2-2】
【資料 2-2-3】

なかでも FD 活動の中心となる FD 委員会は、大学・短期大学部の各学科より選出された教員と大学の教務部長、短期大学部の教務部長、職員の教務課長を含めた 8 人で構成されており、定型業務と新規企画の実施などを担当している。【資料 2-2-1】

各教員の授業の進め方は多様であるが、生きた授業を参観しあうことにより、教員相互の交流

をはかり、「教育力」を向上させるため、教員相互の授業参観アンケートを行っている。参観対象者は、特に事由のない専任教員とし、非常勤教員にも協力を求めている。教員は自由に授業を参観して「授業参観アンケート」に記入し、FD 委員会へ提出する。FD 委員会は内容を集約し、専任教員へメール配信している。【資料 2-2-4】

イ 学習支援と授業支援

短期大学部ライフデザイン学科では、1 年次 4 月のオリエンテーションの時間を利用して、新入生全員を対象に「大学生基礎力調査」を、業者の協力を得て行っている。4 月下旬に結果が報告され、フォローアップガイダンスが実施される。それをもとに、1 年クラスの担任教員が、学生と個別面談して学生指導を行っている。【資料 2-2-6】

また、児童学コースでは、履修結果などを学生自身が記録する「学修の記録」をもとに、1 年クラス及び 2 年ゼミの担当教員が学生指導を行って、学修支援や授業支援の充実に努めている。「学修の記録」は、1 年次の基礎演習の時間に作成と利用方法を説明している。原則として個別面談において記述内容を確認している。今後は、他のコースにも学生の到達度の確認のため、この「学修の記録」を導入することを検討している。【資料 2-2-6】

このほか、キャリアデザインコースでは、公務員受験、情報産業、インテリア関係への就職を念頭に、クラス及びゼミ教員が学生指導を行っている。正規のカリキュラムとは別に、公務員受験対策（東京アカデミー）による講座や、情報関係の資格取得のための学内検定試験を実施して、学生の便宜を図っている。【資料 2-2-7】

介護福祉コースでは、2009（平成 21）年度に改定された厚生労働省の介護福祉士養成課程をふまえて、国家試験の合格をめざして、クラス及びゼミ担当教員が学生指導を行っている。

児童学コースでは、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得をめざして、クラス及びゼミ担当教員が学生指導を行っており、正規のカリキュラムとは別に、教員による採用試験対策講座やピアノのスキルアップ講座も実施している。

ウ オフィスアワー

短期大学部ライフデザイン学科では、学生が授業以外に教員の研究室を訪ねて、自由に質問できるオフィスアワーを設けている。各教員のオフィスアワーは、それぞれ開催曜日と時間の一覧を、年度はじめに掲示板で案内している。

また、前述のクラスやゼミにおける「学修の記録」を利用した面談指導も、オフィスアワー的な意味をもっている。【資料 2-2-8】

エ 職員による授業支援

職員による視聴覚機器、教育機器の維持管理についての説明を実施している。また、公務員受験対策（東京アカデミー）の授業のフォローアップ講座を進路・就職支援センターの職員が実施しており、理解が困難な学生に便宜をはかっている。

オ 中途退学者及び休学者への対応

進路志望の変更や学力不足による修学意欲の低下、あるいは心のトラブルを抱える学生の増加により、退学者ならびに休学者への対策が喫緊の課題となっている。

そのため、1 年クラスや 2 年ゼミにおいて、進路や修学状況を念頭に置いた指導と情報収集につとめている。得られた情報は、ライフデザイン学科の学科会議で共有し、学科全体で対象学生への声掛けなどによる学修支援につとめている。

また、不登校の傾向にある学生には、担任教員が本人や保護者へ連絡を取り、単位取得の状況等を説明して、可能である場合は登校をうながしている。

退学や休学を希望する学生には、クラス及びゼミ担当の教員が、保護者に連絡を取り、学生だけの自由意志による決定ではないことを確認したうえで、手続きが進められる。これにより、各ゼミによる対応の均質化を図っている。

近年は、経済的理由で不登校になる学生も見受けられるので、経済的支援を必要とする学生に

については、1 年次 4 月のオリエンテーションで職員が日本学生支援機構（JASSO）奨学金の利用を紹介するほか、学外の奨学金の情報も随時掲示して、対象学生の便宜を図っている。【資料 2-2-9】

このほか、将来に向けて資格の取得を目指す学生を支援するため、本学が推奨する資格を取得した学生に奨励金を給付する「資格取得奨励金制度」を設けている。【資料 2-2-10】

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 学習支援の充実

学修支援において、特別に配慮が必要な学生を支援するために、「修学特別支援室運営会議」を設けている。大学・短期大学部の各学科より選出された教員と、大学の学部長、教務部長、学生部長、学科長、短期大学部の学科長、教務部長、学生部長、進路・就職支援センター職員など 16 人で構成され、特別に配慮が必要な学生の情報を集約し、学生本人に必要な有無を確認したうえで関係教員に対し、対象学生への配慮を求め、経過の報告を受けている。【資料 2-2-1】

また TA による授業支援は、短期大学部ライフデザイン学科では行っていないが、介護福祉コースでは、2013（平成 25）年度から、卒業生をアシスタントとして採用し、授業支援の充実に努めている。（生活支援技術演習）

このほか、ポータルサイトや情報機器など、IT 環境を整えており、1 年次 4 月のオリエンテーションの時間を利用して、新入生全員を対象に利用方法を、職員が説明し、便宜を図っている。

イ 学生意見のくみ上げ

授業の内容については、全科目において、授業改善のためのアンケートを実施している。アンケートは、各教員自身が、5 回目の授業を目安に実施し、授業内容や方法の改善のため利用している。また、受講学生が 10 人以上の科目について、学生による授業評価のアンケートを実施している。結果は集計され、教員にフィードバックされるほか、大学ポータルサイトに掲示して、全学生が閲覧できるようにしている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】また卒業時にも、短期大学部における学生成果満足度のアンケートを実施している。【資料 2-2-13】

【自己評価】

本学では、学生への学修支援にあたり、教員と職員の協働を進め、多様な場面において学修支援及び授業支援の充実に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-1】2018（平成 30）年度 教授会・各委員会体制及び開催日程

【資料 2-2-2】2018（平成 30）年度 新入生オリエンテーション 実施要項

【資料 2-2-3】2018（平成 30）年度 在学生オリエンテーション 実施要項

【資料 2-2-4】授業参観アンケート書式、記入例、公開例

【資料 2-2-5】ベネッセ「大学生基礎力レポート」

【資料 2-2-6】学修の記録

【資料 2-2-7】公務員受験講座（東京アカデミー）資料

【資料 2-2-8】オフィスアワー曜日・時間の掲示内容

【資料 2-2-9】2018 学生ハンドブック（pp146-147）

【資料 2-2-10】びわこ学院大学短期大学部 資格取得奨励金制度に関する運用規程

【資料 2-2-11】授業改善アンケート書式

【資料 2-2-12】授業評価アンケート関係資料

【資料 2-2-13】卒業アンケート書式

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学部ライフデザイン学科では、キャリアデザインコースにおける高度な情報処理技術の養成や、介護福祉コースの介護技術の養成、児童学コースの保育技術の養成のため、TA または SA の予算化と、効果的な導入を検討していく。

また、魅力ある短期大学部ライフデザイン学科とするために、キャリアデザインコースでは、正規の授業以外に、インテリアコーディネーター資格の取得をめざす講座の設置を予定している。介護福祉コースでは、住環境福祉コーディネーター資格の取得を目指す講座の設置を予定している。児童学コースでは、既存の対策講座（採用試験対策、ピアノのスキルアップ）のさらなる充実を図っていく。

このほか、アクティブ・ラーニングを推奨し、学びへの早期適応支援を図っていく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

ア インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備

「キャリアデザインコース」では、学科科目として1年次に「インターンシップ実習・実習指導」を設け、滋賀県インターンシップ推進協議会と連携のもと、学生の目指す専門分野に関連した職場などで一定期間の職業体験をする。また、教養科目ではあるが、1年次に「キャリアデザイン」を開講している。大学から社会へのスムーズな移行に向け、生きることや人生について、職業とは何かについて考えることで、生き方や働き方の見取り図が構想できるように学修している。学修した気づきや学びをゼミ・サークル活動や資格取得等へ波及させることができるようにするの目標の一つである。【資料 2-3-1】

「介護福祉コース」では、介護福祉士国家資格の取得を目標とし、一定期間の学外実習が義務付けられている。学科科目として「介護総合演習Ⅰ」、「介護総合演習Ⅱ」、「介護総合演習Ⅲ」、「介護総合演習Ⅳ」の実習指導科目と「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」、「介護実習Ⅳ」の実習科目を開講している。【資料 2-3-2】

2017（平成 29）年度開設の「児童学コース」においても、科目「キャリアデザイン」を1年次必修とし、勤労観や職業観を育むとともに将来の職業選択に向けての基礎知識及び生涯を通じた生き方について考えさせている。

「キャリアデザインコース」、「児童学コース」では、外部教育関連企業と連携し、公務員試験や就職試験合格を目指す専門講座を開講し、費用の一部を本学が補助している。【資料 2-3-3】

また、「児童学コース」では授業時間内の「ピアノ講座」以外に希望者に対して「放課後ピアノレッスン講座」を開講し、公立・私立幼稚園、保育園の教員や保育士を目指す学生に採用試験対策として放課後に個人レッスンを行っている。なお、このレッスンは大学教育福祉学部の学生も対象としている。

本学独自の奨学金制度として、公務員試験に合格すると当該特別カリキュラムの受講料を全額

返還する「公務員奨励金」制度を導入した。また、資格取得奨励金制度を設け、本学指定の対象資格を受験し取得した学生に対し奨励金を支給する制度で、在学中の資格取得をサポートしている。【資料 2-3-4】

イ 就職・進学に対する相談・助言体制

2016（平成 28）年度には進路支援課を進路・就職支援課、教職支援課を実習・実践支援課と名称を変更し、日常的に学生の相談・指導などを行っている。入学オリエンテーションから就職ガイダンスを実施し、保護者に対しても「進路・就職等報告会」を実施している。定例の進路・就職支援センター企画運営委員会では、就職担当の作成した資料をもとに、進路ガイダンス、就職対策講座、個別面談等の事業情報を共有しつつ、学生の入学時からの就職・進路目標を実現するため支援を行うことができた。

就職・進路に関する情報や資料等は、進路・就職支援課の室内や外部の掲示板に貼り出し、積極的に情報提供を行うことができた。また、1 年次のクラス担任、2 年次のゼミの担当教員が「学修の記録」を活用した個別面談を実施し、学生の一人ひとりの進路・進学の相談を行っている。クラス・ゼミ担当教員と進路・就職支援課職員との情報交換も必要に応じて行われ、学生一人ひとりの状況を把握しながら細やかな進路・就職のための支援を行うことができた。【資料 2-3-5】

【自己評価】

入学オリエンテーションから就職に関するガイダンスを実施し、資格取得と進路サポートを体系的に実施している。就職や進学に対する相談・助言体制として、「進路・就職支援課」の職員、クラス・ゼミ担当教員が相談を受け、「進路・就職支援センター企画運営委員会」で学生情報の一元的な管理と指導が容易にできており、基準項目を満たしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-1】2018 シラバス「インターンシップ実習・実習指導」シラバス 【資料 F-5】より

2018 シラバス「キャリアデザイン」シラバス 【資料 F-5】より

【資料 2-3-2】2018 シラバス「介護総合演習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ」シラバス 【資料 F-5】より

2018 シラバス「介護実習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ」シラバス 【資料 F-5】より

介護実習ハンドブック

【資料 2-3-3】2018 大学案内 【資料 F-2】より

【資料 2-3-4】びわこ学院大学短期大学部 資格取得奨励金制度に関する運用規程

【資料 2-3-5】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-11）

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリアガイダンスに関しては、建学の精神である「地域に貢献できる人材育成」を目指し、資格取得と学修を深めるため、外部教育関連企業と連携した専門講座の開講や学生の修学意欲向上を図る資格取得奨励金制度を実施している。

「学校法人滋賀学園中期経営計画」のとおり、学生のキャリア形成のためのカリキュラム改革を教務委員会と連携し、キャリア形成の支援を継続して実施していく。

公務員試験合格のための専門講座や資格取得の奨励、インターンシップや学外実習、ボランティア活動への取り組みなど、今後も地域との連携を通じた教育と就職の支援に取り組んでいく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

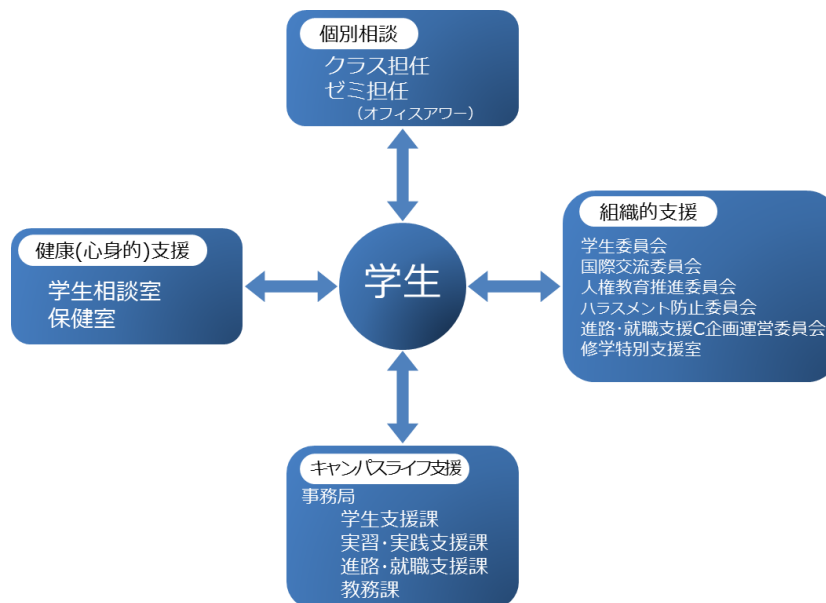
基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生が充実した学生生活を送ることができる環境づくりは、学業の質を高める上でも重視すべき課題である。本学では「学生委員会」が中心となって、[図 2-4-1] のとおり、学生支援に関するさまざまな制度設計や窓口業務のほか、隔年実施の「学生アンケート」による意識調査や、毎年実施している「学長と学生の懇談会」での要望等の分析を通して全学的な学生支援活動を展開している。このほか、学生生活の安定に資する組織として、「人権教育推進委員会」と「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権意識の高揚とハラスメントなどの防止に力を入れている。そして、四大と短大の学生をあわせて、学生生活に対する支援を行っている。【資料 2-4-1】

[図 2-4-1] 学生支援体制組織図



個別分野ごとの取り組みは次のとおりである

ア 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

学生サービスと厚生補導業務を所轄する「学生委員会」では、月次の定例会議において学生生活全般に関する支援の在り方などについて協議を行った。【資料 2-4-2】

また、事務組織としては、学生部に進路・就職支援課および学生支援課をおき、幅広く学生支援を展開している。このうち進路・就職支援課では、学生の進路・就職等に関する相談・指導業務を所掌し、学生支援課では、日常的な窓口対応に加えて、学生が学習意欲を高められるよう生活面や経済面、健康面等からのサポート業務を行った。【資料 2-4-3】

イ 学生の人権保障とハラスメント防止等の対応

学内に「人権教育推進委員会」及び「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生及び教職員の人権を保障するための取り組みを行った。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

学生のための人権研修は、幅広く人権問題をとらえ、11月にデートDVや「インターネットに

おける人権」をテーマに講演会を実施し、啓発を行った。[表 2-4-1]

ハラスメント防止対策については、年度初めのオリエンテーション時に、注意啓発を行い、掲示板での啓発ポスターの貼付、リーフレットの配付など、日頃から意識喚起に努めている。また、相談者への対応については、教員 2 名、事務職員 1 名の計 3 名によるハラスメント相談員を掲示板に公示するほか、学生支援課にメール・ホットラインを開設して携帯電話からのメール相談にも、気軽に、いつでも、迅速に対応できるよう態勢を整えている。なお、当委員会では [表 2-4-2] のとおり、取り組みを行った。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

[表 2-4-1] 人権学習会開催状況

年度	学生対象研修	教職員対象研修
2018 年度	1 年生「デート DV」 講師 おうみ犯罪被害者センター職員	「学園におけるハラスメントの現状と防止について」 講師 依法律事務所弁護士 寺内 則夫 氏
	2 年生「インターネットと人権」 講師 滋賀県人権センター 井上 尚代 氏	

[表 2-4-2] ハラスメント防止委員会の状況（大学共通）

年度	取 り 組 み 内 容
2018 年度	在学生および新入生オリエンテーションにて、ハラスメント防止について注意啓発

ウ 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構による奨学金受給者は、2018（平成 30）年度では第一種 12 名、第二 35 名、給付 4 名、併用 4 名で計 51 名である。[表 2-4-3] また、滋賀県社会福祉協議会による介護福祉士修学資金貸付制度は 19 名、保育士修学資金貸付制度は 12 名が受給している。

本学独自の奨学金制度には、ファミリー優遇制度がある。また、奨励金制度としては、資格取得奨励金制度、公務員奨励金制度がある。2018（平成 30）年度入学生はファミリー優遇制度については 19 名が適用を受けている。また、2018（平成 30）年度の資格取得奨励金と公務員奨励金の適用は計 17 名であった。[表 2-4-4]

本学独自の外国人留学生に対する奨学金制度には、入学金、検定料免除、授業料の半額免除の外国人留学生奨学金制度と家賃補助の外国人留学生制度がある。2018（平成 30）年度の適用者は 1 名であった。

また、外国人留学生に関する支援としては、日本で生活するための諸手続きや生活用品の貸与などの住居支援、アルバイトの情報提供などを行っている。【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】

[表 2-4-3] 日本学生支援機構奨学生の状況（短期大学部のみ） 2019（平成 31）3 月 31 日現在

	学生数 (A)	奨学生数				割合 (B/A)
		第一種	第二種	併用	計 (B)	
2017 年度生	65	0	18	0	18	27.7%
2018 年度生	85	12	17	4	33	38.8%
計	150	12	35	4	51	34.0%

[表 2-4-4] 本学独自の奨励金制度の適用状況（短期大学部のみ） 2018（平成 30）年 3 月 31 日現在

	学生数 (A)	奨励金利用者のべ人数			割合 (B/A)
		資格取得 奨励金	公務員奨励金	計 (B)	
2017 年度	130	0	0	0	0%
2018 年度	150	6	1	7	4.7%

※資格取得奨励金制度・・・本学が推奨する資格を取得した場合、資格に応じた奨励金を給付する制度

※ファミリー優遇制度・・・受験生の兄弟・姉妹・親子が本学を卒業しているか、現在、在学している場合は、入学金の半額を免除。更に同時在籍の場合、同時在学期間中の授業料を半額免除する制度。

エ 学生の課外活動に対する支援

2009（平成 21）年度からは大学と短期大学部の学生との合同による部・サークル活動が行われるようになった。2018（平成 30）年度はあわせて 24 団体になっている。

また、認定された部に関しては、活動内容に応じ、学友会から活動費を支給し活動支援を行っている。【資料 2-4-9】

但し、短大部の学生については、授業や実習の関係で、部・サークル活動の参加者は少ない。

オ 「学友会」運営支援

学友会活動の大きな事業としては、毎年 11 月 3 日に開催される大学祭や各種主催事業、卒業時の記念事業などがある。特に学生が企画から運営全般にわたって主体的にプロデュースする大学祭には近隣住民の参加が多く、地域の風物詩的な存在になっており、学生の大きな励みにもなっている。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】

カ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生相談室については、年度初めのオリエンテーション時に学生相談室案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知する一方、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス及びゼミを担当する教員から利用を促している。カウンセラーは、学生の相談状況及び対応方法などについて学生委員会にて情報提供し、共有化を図っている。

【表 2-4-5】

2018（平成 30）年度における相談室の利用状況は、[表 2-4-5] のとおりであるが、本学では日ごろからクラス・ゼミ担当教員が相談を受け、問題解決にあたっている。このため、傾向として、学生が相談室を利用するのは、相当深刻な事態になった段階で、行動に移すことが多い。また、学科会議では、特に「気になる学生」に対するケアの時間を確保し、教員間での意見交換を行うとともに、情報の共有に努めている。なお、カウンセラー担当教員やクラス・ゼミ担当教員の話を総括すると、2018（平成 30）年度における相談事案は、実習上の悩みや心の問題、家族や自分のこと等が主なものとなっている。

また、本学では保健室担当者を配置し、健康相談に応じるとともに、応急処置を行い必要に応じて病院への手配を行っている。また、全学生を対象にした定期健康診断を行い、異常が見られた者への適切な保健指導を行っている。【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】

[表 2-4-5] 学生相談室利用件数（大学含む） (人)

年度	相 談 時 間	のべ利用者
2018 年度	火・木 10：30～13：30	9

【自己評価】

小規模校の特性を活かして、教職員が一丸となり、入学時から学業、健康、生活や経済援助、交友関係などにわたって、きめ細かな個別支援がなされており、学生サービスや厚生補導においても一定水準の対応が維持できていると認識している。また、人権・ハラスメント研修においても、身近な事例をもとに理解を深めている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-4-1】2018（平成 30）年度 学長と学生の懇談会記録
- 【資料 2-4-2】びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 3-33）
- 【資料 2-4-3】事務組織規程（学校法人滋賀学園規程集 1-5）
- 【資料 2-4-4】びわこ学院大学短期大学部 人権教育推進委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 3-35）
- 【資料 2-4-5】びわこ学院大学短期大学部 ハラスメント防止委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 3-39）
- 【資料 2-4-6】学生委員会議事録（第 12 回）
- 【資料 2-4-7】留学生のための生活ハンドブック
- 【資料 2-4-8】びわこ学院大学借上宿舍入居のしおり
- 【資料 2-4-9】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課外活動団体に関する規程
- 【資料 2-4-10】2018（平成 30）年度 紅葉賀祭パンフレット
- 【資料 2-4-11】2018（平成 30）年度 学友会事業報告
- 【資料 2-4-12】2018 学生ハンドブック（p.156）
- 【資料 2-4-13】学科会議 議事録

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化に伴って学生をめぐる問題も年々質的な違いを帯びている。これまでは、様々な生活相談に関して、クラス、ゼミの担当者が受容的な態度で生活相談に応じるなど、きめこまやかな支援を行ってきたが、専門的な視点から一歩踏み込んだ対応ができるよう体制面での整備が求められる。こうしたことから、2015（平成 27）年度以降、体調不良者への日常的な対応はもとより、精神面での悩みを持つ学生に対するメンタルな相談ごとにも対処できる保健室担当者を配置した。2018（平成 30）年度の保健室利用者は 16 人となっている。

2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

校地、校舎及び施設・設備等の学修環境については、それぞれ設置基準を満たしており、教育目的を達成するための環境は適正に整備されている。

校舎については、建築基準法第 12 条第 1 項に基づく特殊建築物定期調査を行い東近江市役所へ報告している。

2017（平成 29）年度の大規模工事関係は、本館 1F 大講義室の空調および照明の LED 更新工事、新館エレベーターロープ交換工事、図書館空調更新工事、図書館防水工事を行った。防水工事においては、10 年間保証付きである。

また、本館 2 階第 2 コンピュータ室パソコン 46 台を更新およびピエタス館ピアノ練習室 10 室のカーペット張替をした。

校舎の修繕や機器の更新を含め、計画的に学修環境の整備に努めている。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

概要は以下のとおりである。

ア 校地・校舎面積

本学の校地面積は、短期大学部と共用で 20,104 m² であり、大学設置基準第 37 条と短期大学設置基準第 30 条の規定により算出される必要な面積 6700 m²（収容定員学生数 670 人×10 m²）を上回っている。また、校舎面積は 7,874 m² であり、大学設置基準第 37 条の 2 と短期大学設置基準第 31 条で規定されている必要な面積 5,738m² を満たしている。なお、建屋全体が 3 階以下に抑えられており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスとなっている。

[表 2-5-1] 校地・校舎面積

単位：(m²)

区 分	収容 定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	510 人	5,100	20,104	4,100	8,322
びわこ学院大学短期大学部	160 人	1,600		2,350	
計	670 人	6,700		5,738	

イ 教室

講義室は、大講義室（240 人）[1 室]、特別講義室（200 人）[1 室]、中講義室（90 人）[5 室]、小講義室（36 人）[3 室]を備え、すべて AV 機器等によるマルチメディアに対応した装置を整備している。

1107（大）講義室については、2017（平成 29）年 6 月にエアコン更新工事および照明の LED 化更新工事を行った。

ウ 体育施設

体育館（909 m²）は、更衣室、シャワースペースを完備し、また、運動場（6,194 m²）は全面に人工芝を整備している。他にテニスコート（2 面）を備え、授業や課外活動等に使用している。またスポーツ教育棟の 1 階にはトレーニングルーム、シールドルーム、実験室が設けられており、授業で活用するほか、トレーニングルームでは部活動などの個人利用も可能である。あわせて、部活動の充実、活性化につながるよう、シャワールームを含めた部室棟を整備した。

さらに、第 2 グラウンド（2599.79 m²）として、陸上競技の数種目が活動できる多目的グラウンドが 2015（平成 27）年度末に完成し、2016（平成 28）年度から供用を開始した。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】短期大学設置基準 別表第二

【資料 2-5-2】2018 学生ハンドブック (p.196-198)

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図 【資料 F-5】より

【自己評価】

短期大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備も教育課程の適正な運営が可能であり、学修環境は良好なものであると判断している。

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

実習施設、図書館等については、教育目的を達成するための環境は適正に整備され、それぞれが有効に活用されている。

2017（平成 29）年 6 月に図書館棟全体のエアコン更新工事および屋上防水工事、2018（平成 30）年 8 月に理科室・子ども教育実習室エアコン更新工事を行った。

パソコン教室においては、2017（平成 29）年 10 月に第 2 コンピュータ室パソコン 46 台、2018（平成 30）年 8 月に第 1 コンピュータ室・第 3 コンピュータ室のパソコン計 64 台を更新するとともに新たに椅子を納入し、同時にカーペット更新工事を行いパソコン教室の環境を一新することができた。

ア 実習施設

実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室[1 室]、理科室[1 室]、音楽室[1 室]、ピアノレッスン室[10 室]、子ども教育実習室[1 室]、介護・養護・看護実習室[1 室]、入浴介助実習室[1 室]、造形室[1 室]、コンピュータ室[3 室]となっている。大講義室については、2017（平成 29）年 6 月にエアコン更新工事および照明の LED 化更新工事を行った。【資料 2-5-2】

実験・実習室には、それぞれの教育に必要な実験・実習ができる十分な設備を備えており、これらの実験室・実習室は授業に使用するほか、学生の空き時間における自学自習の使用を認めている。この他、研究室は、個室が 37 室（大学教員も含む）あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

イ 図書館

図書館（2 階建・1,098.49 m²）は、1 階が図書館エリア（閲覧席 74 席、視聴覚コーナー 22 席、検索・相談コーナー 6 席）、地階がラーニング・コモンズ・エリア（机席 24 席、テーブル席 20 席、ソファ席 9 席）及び閉架書庫で構成されており、低書架、幅広通路、点字ブロック、手すり、スロープ等、バリアフリー構造となっている。

所蔵資料は、2019（平成 31）年 3 月末現在で教育あるいは福祉の分野を中心に、図書が 60,649 冊（和書 57,110 冊、洋書 3,539 冊）、雑誌が 144 種（和雑誌 132 種、洋雑誌 12 種、電子ジャーナル 4 種）、AV 資料が 2,485 点となっており、すべてデータベース上で検索可能である。

開館時間は、基本的には平日の 9:00～20:00 となっているが、大学行事に合わせ休日開館を実施するなど利用者のニーズに対し臨機応変に対応してきたこともあり、2018（平成 30）年度の年間入館者数は延べ 40,528 人と、2009（平成 21）年度の開学以来、初の 40,000 人台を記録した。

利用者増の要因としては、2016（平成 28）年 10 月に、それまでは自習スペースであった地階を、利用者が自由かつ多目的に活用できるラーニング・コモンズ・エリアへとリニューアルしたことが挙げられるが、加えて、翌 2017（平成 29）年度には、利用者が自由に使用できるノートパソコン（5 台）、カラープリンター（1 台）、ホワイトボード（2 台）、多目的ボード（4 台）あるいはオーバーヘッドプロジェクター（1 台）等の機器備品を導入し、また、2018（平成 30）年度には、学生から好評であったものの経年劣化の進んでいたソファを新品に交換（グレードアップ）するなど施設設備の充実整備に努めたことも学生を中心とした利用者増に繋がった。

さらに、広く地域社会にも開放することで大学としての地域貢献の一翼を担っており、地元市民や他大学の学生あるいは受験を控えた高校生など幅広い層の人々に利用いただいているが、特

に 20:00 までという開館時間については「学校帰りや仕事帰りでも、ゆっくりと利用できる。」と好評を得ている。

しかしながら、資料の増加に伴う書架や収納スペースの狭隘化、また学生の読書離れへの対応など喫緊の課題もあり、それらの課題と向き合いつつ、利用者に対する情報サービスの提供や研究支援機能の充実に向けて、引き続き、計画的な態勢整備を図る必要があり、2018（平成 30）年度には、図書館委員会が中心となって 2019（平成 31）年度以降 3 年間の図書館としての中期目標計画を策定した。

【自己評価】

本学の実習施設、図書館等は、教育目的や学習内容に沿って有効に活用されている。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

大学施設全般についてのバリアフリーや建築物の耐震基準などの安全性は確保されており、学内 LAN や IT 機器・設備など情報教育基盤も整っている。

学生の共用施設としては、学生食堂（150 席）と学生ホール（110 席）がある。食堂については、全面的に専門業者に運営を委託しているが、学生の登校日に波があることから、法人において運営費の一部を補助している。また、学生ホールに設けられている飲食コーナーでは、軽食や飲料が低価格で提供されており、学生と教職員との懇談やミーティングの場として有効に機能している。

なお、学生食堂については、学生や教職員の意見、要望を勘案し、2016（平成 28）年度から業者を変更した。

【自己評価】

本学の施設・設備は、耐震基準やバリアフリーなどの安全管理面について所要の対応がなされているとともに、学内 LAN や IT 機器の活用などの利便性もある。

2-5-④ 授業を行う学生数の適正な管理

【事実の説明】

本学においては、通常の講義は現有の教室で問題なく対応できているが、実習、演習の科目については、多数の履修登録があった場合はこれを少人数に分割して、きめ細やかな指導が行えるよう配慮している。特に、専門領域の基礎となる教養教育科目（実習）にあつては、学修効果を上げるため、複数の教員が担当するなど、手厚い指導体制を整えている。

学生規模とそれに応じた教室等は概ね満たしているが、今後カリキュラムや時間割の内容次第では、その実施稼働率は満杯になることが予想できることから、教室等の稼働状況の見直しと効率化を図っていきたい。【資料 2-5-3】

授業を行うクラス人数については、多人数の科目では 2 クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-3】教室の稼働状況

施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画など及び管理体制を示す資料、授業（講義、演習、実験など）のクラスサイズを示す資料など

【自己評価】

授業科目や教育内容によってクラスを分割したり、複数の教員が担当したりするなど、きめ細かい指導体制が整っていると判断している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の整備は 1990（平成 2）年度で、学舎等の建造物は全て耐震構造で整備しており、防災面でも一定配慮されている。

また、バリアフリーについての更なる設備充実を図り、その利便性をより高めていきたい。そのためには、施設・設備の管理をしている総務課と連携しながら、施設・設備の見直しなどを担当する機関や委員会について考える必要がある。

授業を行うクラス人数については、多人数の科目では 2 クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。また、図書館では蔵書の増加に伴い、書架の補充が必要となっている。学生や教職員に対する情報サービスや研究支援機能の充実に向けて、計画的に態勢整備を図っていきたい。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見や要望は、卒業者を対象としたアンケートと在学生に対する学生生活アンケート調査、さらに学長と学生の懇談会や、学内に設置された意見箱による情報収集をもとに分析、把握に努めている。そして、これら把握事項は各種委員会において分析検討し、教授会での報告により、全教職員の把握事項となっている。【資料 2-6-1】

今年度は、学生の自らの不注意による不利益をできる限り減少させることに着目し、各種説明会等の複数開催や、案内の掲示場所の増加、また、ポータルサイトへの掲示および教員へのメール周知を徹底した。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活の中でも、心身に関する健康相談や、経済的支援をめぐる学生の意見の把握については、1 年生に対し実施する学生生活実態調査を、隔年ごとに概ね 1 1 月頃に行うことで、在籍する全学生の数量把握を試みている。

その分析や検討、活用については、全教員、また全事務各課に周知され、教員であれば学生のニーズや課題などをクラスやゼミの運営に役立てている。また、事務各課についても、学生の実

態を数量的に把握し、自由記述欄からダイレクトな意見を知ること、各課における年間行事の企画などに活用している。

とくに心身に関する健康相談については、数量的把握のみならず、保健室との連携や各クラス、各ゼミの担当教員が会議などで必ず学生の近況報告を受けながら、学生個々の情報が共有される仕組みをとっている。経済的支援が必要な学生に対しても、奨学金受給の有無や受給している種類に伴う金額を理解し、学費の未納等の情報までも教職員間で共有することができている。共有の結果、各クラス、各ゼミの教員が、その情報をもとに学生指導を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

学修環境に関する学生の意見・要望の把握についても、前述の学生生活アンケート調査の結果、また、学長と学生の懇談会や学内に設置された意見箱による情報収集をもとに分析、把握に努めている。

これらのうち、制度的側面や財政的側面および施設構造上の制約から、直ちに対応できない事項もあるが、可能なものについては、速やかに改善を行っている。例えば、今年度は学友会総会の適正な運営支援や、学内ジムの危機管理体制の強化および多目的グラウンド使用に関する取り組み等が挙げられる。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

なお、かねてより懸念事項であったキャンパス内での喫煙禁止については、受動喫煙防止の観点から、学内禁煙推進計画に則って 2015（平成 27）年度以降は喫煙場所を 1 カ所にし、2017（平成 29）年度以降はキャンパス内を全面禁煙とし、ほぼ徹底されている。今年度は、この取り組みをさらに強化し、キャンパス周辺も含めた禁煙を目指し喫煙防止に係る指導徹底のための基盤づくりに重点をおき検討した。そして、今年度末および次年度早々に全学生へ向けた喫煙防止レクチャーと誓約書に基づく指導の徹底を推進することとした。また、一方で、従来の職員による学内および大学周辺の吸い殻拾いに、今年度は陸上部員による自主的な取り組みも加わり、推進活動の大きな力となったことから、次年度以降は子ども学科、スポーツ教育学科、短期大学部各々の取り組みも展開される予定である。

【自己評価】

学生サービスに関するアンケートおよび聴き取りの各種調査結果より、学生の意見・要望を適正に把握し、全教職員による現状把握が速やかになされている。また、小規模校の利点を活かし、取り組み可能なものから順次対応できている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】2018（平成 30）年 3 月 卒業生アンケート結果

【資料 2-6-2】2018（平成 30）年度 在校生に対する学生生活に関するアンケート調査

【資料 2-6-3】2018（平成 30）年度 学長と学生の懇談会記録

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

・学生生活の支援

各種の調査結果より、学生たちは本学の特色として「教職員と学生の距離が近い」こと、「面倒見がよい」という点を挙げている。このことは、本学のような小規模校のメリットである一方、目が行き届きすぎることによって「面倒を見過ぎる」といった側面も否めない。しかしながら、2016（平成 28）年度に開設された修学特別支援室も機能させながら、2 年間あるいは 4 年間の学生生活を通して自立と自律を獲得していくような支援が必要である。

また、快適な人間関係の構築も重要な課題である。本学では上述のように年に一度であるが、学年ごとに異なるテーマ設定のもと、人権研修を行ってきている。今後も継続することで、学生

の人権教育の土壌を培っていききたい。学生の意見・要望に対する対応学生生活に関する学生の要望は、学生委員会で集約している。これまで多方面での意見や要望が出され、可能な事項から順次改善してきている。今年度は学内施設の危機管理体制の充実および学内および大学周辺の受動喫煙防止に関する取り組みを継続的に行い、次年度以降の中期計画へとつなげている。

ここ数年の中途退学者が若干ではあるが、増えてきた。上述のような面倒見のよさを活かして、一定の対策を講じてきてはいるが、なかなか歯止めがかからない。経済的な要因もあるものの、学生の希望進路と本学とのミスマッチも考えられる。これと並行して、学生が抱える悩みや大学への期待感は年々複雑・多様化しており、直ちに解決策が見いだせない事例も多くなっている。これに伴い、クラス・ゼミ担当教員と連携した専門的視点からの対応者の配置（保健室 平成 27 年度以降）が、彼らの一時的な受け皿になっている。2018 年（平成 30）年度の保健室利用者は、64 名（3 月末日現在）となっている。

〔基準 2 の自己評価〕

本学における学生の受け入れは、18 歳人口の減少が続く中で、入学定員の充足が難しくなってきたが、2018 年（平成 30）年度は、入学定員がほぼ確保できたことは評価している。今後は、入学定員の確保維持のため、更なる募集活動の拡充に注力する必要がある。

学修に対する学生への支援として、本学の教職員は協働して、各種委員会の運営及び各学期開始時の履修指導、途中退学者及び休学者への対応などを行っており、教員自身は、教員相互の授業参観による授業内容の見直しや「学修の記録」などをもとにした学生との個別面談、授業時間外でのオフィスアワーなどを通して学生の個別指導などを行い、学生の学修支援の充実に努めている。そして、職員は、視聴覚機材や教育機器などの維持管理や採用試験対策のフォローアップ講座などを通して、学生の学習支援と授業支援に当たっている。また、本学では、正規のカリキュラムとは別に、教員による国家試験対策や採用試験対策、ピアノのスキルアップ講座、情報関係の学内検定試験などを実施し、学生の将来に対しての支援にも努めている。また、本学における学生支援の充実として、将来的には全コースにおける高度な専門的技能の修得支援のため、SA の効果的な導入を検討していく必要があると考える。

学生のキャリア形成に関しては、座学だけでなく、インターンシップ実習や地域へのフィールドワークを授業の中に取り入れ、自立意識や社会性の向上を、短期間に修得できるよう努めている。また、本学は、介護福祉士や保育士の養成校でもあるため、各実習において現場での学びを通して、専門的な知識や技能を段階的に修得できるように配慮している。そして、就職・進学に対する相談・助言体制について、新入生オリエンテーションの時点から就職ガイダンスを実施し、将来に対して早期から就活意識を持たせるとともに、教員と職員が卒業年次学生の情報交換を行い、学生一人一人の状況を把握しながらきめ細やかな就職・進学のためのキャリア支援を行っている。

学生サービスの点では、学生生活の安定のため、入学時から教職員が一丸となって様々な支援をしてきた。その結果、学生サービスや厚生補導においては一定水準の対応が維持できていると評価している。そして、学生の人権保障とハラスメント防止等の対応については、学生の身近な事例を取り上げた人権・ハラスメント研修を通して啓発を行っている。また、学生に対する経済的な支援については、日本学生支援機構の奨学金制度をはじめ、様々な学外の貸付金制度や学内の奨励金制度を適宜利用し、経済的な支援に努めている。そして、学生の課外活動に対する支援については、部・サークル活動や「校友会」運営の支援を行っている。最後に、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、年度初めに学生相談室の案内やアクセス方法などについて説明し、保健室については担当者を配置し、健康相談などに当たっている。

学修環境の整備については、校地や校舎に必要なとされる法的な設置基準を満たしており、実習施設や図書館については、学生のニーズを取り入れながら、地域社会に開かれた大学として地元の市民や

受験生などに幅広く利用してもらっている。また、大学施設内のバリアフリー化や耐震基準などの安全性は確保するとともに、学内 LAN や IT 機器の活用の利便性が図られており、安全で安心して学べる環境づくりを心掛けている。そして、授業を行う学生数の適正な管理については、実習や演習の科目は、多数の履修登録があった場合には、これを少人数に分割して、授業における指導が適正に行えるように配慮している。

学生の意見・要望への対応については、卒業生対象のアンケート調査や在学生対象の学生生活実態調査、そして「学長と学生の懇談会」などを通して、学生委員会や FD 委員会が中心となり、学生の意見・要望を把握しようと努めている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

短期大学部ライフデザイン学科では、学則の第 1 条 2 項に（目的）として「生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務、教育および福祉に関して高度な専門性を有する人物の育成を目的とする」と定めている。【資料 3-1-1】

そのうえで、さらに具体的な基本理念と教育目的を次の通りに定め、「学生ハンドブック」に明記して、学生への周知を図っている。【資料 3-1-2】

本学の母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はなの 80 余年の長きにわたり提唱してきた「地域の貢献できる人材育成」を建学の精神として、学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を習得させ、日常に起きる諸問題を合理的かつ科学的に解決することができる教養豊かで、円満な人格をもつ人物を育成することを目的とする。

上記の基本理念と教育目的に基づき、短期大学部ライフデザイン学科では、卒業認定・学位授与に関する方針として、ディプロマ・ポリシーを次の通りに定めている。これらの内容は「学生ハンドブック」に明記し、学生への周知を図っている。【資料 3-1-3】

- ・（知識・理解）家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応しうる意思と素養を有している。
- ・（思考・判断）新しい生活スタイルの創造や優れた職業人になるための情熱と倫理観を持ち、高い決断力と深い探究心を備えている。
- ・（技能・表現）自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・（関心・意欲）人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を備え、社会の一員として適切な行動ができる。
- ・（態度）日常生活における諸問題を解決するための能力、具体的方策や技能を修得し、地域活動や仕事を通して他人を支援することができる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ア 単位認定基準

短期大学部ライフデザイン学科では、ディプロマ・ポリシーに定める卒業認定・学位授与に関する方針を確実なものとするために、単位認定の要件を、科目履修、試験、成績評価基準等と共に、「びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科授業科目履修及び試験等に関する規程」に定めている。【資料 3-1-4】

単位は短期大学設置基準に準拠して、1 単位の授業科目を、45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業形態（講義、演習、実験、実習）ごとに、次の基準に基づ

き算定している。【資料 3-1-5】

- ・講義および演習：

15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- ・実験、実習、実技：

30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- ・授業を講義と実習など 2 以上の方法を併用して行う場合：

15 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

単位の認定は、履修科目における授業回数の 3 分の 2 以上出席し、授業科目ごとに行われる試験などに合格することが定められている。

これらの内容は、「学生ハンドブック」に記載するとともに、入学時のオリエンテーションや 1 年次クラスにおいても、くりかえし学生へ指導を行っている。【資料 3-1-6】

イ 進級基準

短期大学部ライフデザイン学科では、2 年間という短期大学部の期間を一体的なものとみなし、入学生全員に提供している。進級の基準は特に定めておらず、2 年間が経過した時点で、卒業認定基準を厳正に適用している。

ウ 卒業認定基準

卒業認定基準は、「びわこ学院大学短期大学部 学則」第 47 条（卒業の要件）に次の通り定めている。【資料 3-1-7】

本学に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修して 62 単位以上（介護福祉コースにあつては、あわせて介護福祉士資格取得要件を充足することが必要）を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。【資料 3-1-8】

この卒業認定基準は、所定の単位と共に「学生ハンドブック」に明記して、学生への周知を図っている。【資料 3-1-9】

また、ライフデザイン学科児童学コースの卒業が認められた者には、短期大学士（児童学）が、介護福祉コースの卒業が認められた者には、短期大学士（社会福祉学）の学位が、キャリアデザインコースの卒業が認められた者には、短期大学士（家政学）が、「びわこ学院大学短期大学部 学則」に基づき、与えられる。【資料 3-1-8】このことは、「学生ハンドブック」にも明示して、学生への周知を図っている。【資料 3-1-10】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

ア 単位認定基準に基づく成績評価と出席状況の管理

成績評価方法は、GPA 制度を導入しており、履修登録科目の成績を、SA、A、B、C、D の 5 種の評語をもって表し、SA、A、B、C を合格としている。SA に 4 点、A に 3 点、B に 2 点、C に 1 点、D（不合格）に 0 点を割り振り、それぞれの単位数を乗じ、合計ポイントを履修単位数の総和で除した平均点を学生の GPA 数値としている。【資料 3-1-11】

また出席状況の管理は、出欠管理システムに基づき、各教室に用意された読み取り機に学生証をかざすことで行うことで、一括管理している。【資料 3-1-12】

担当科目教員は、前述の単位認定基準と、上記の成績評価方法ならびに出欠確認に基づき、厳正に単位の認定を判断する。

イ 卒業認定基準の厳正な適用

前述の卒業認定基準は、教授会の議において厳正に運用される。卒業要件を満たすと判定された学生は、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。【資料 3-1-8】

要件を満たさない学生は、教授会にて卒業不可と判定され、本人に通知される。その場合、学生は次年度以降に不足分の単位を修得して、再び教授会の議を経て卒業することができる。【資料 3-1-13】

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 3-1-1】びわこ学院大学短期大学部 学則 第 1 条 第 2 項
- 【資料 3-1-2】基本理念と教育目的 2018 学生ハンドブック p6
- 【資料 3-1-3】ディプロマ・ポリシー 2018 学生ハンドブック p6
- 【資料 3-1-4】びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科授業科目履修及び試験等に関する規程
- 【資料 3-1-5】びわこ学院大学短期大学部 学則 第 7 章、第 33 条、第 34 条
- 【資料 3-1-6】2018 学生ハンドブック pp16-19、pp74-83、 p177
- 【資料 3-1-7】びわこ学院大学短期大学部 学則 第 47 条
- 【資料 3-1-8】教授会議事録：卒業判定
- 【資料 3-1-9】2018 学生ハンドブック p74、p78
- 【資料 3-1-10】2018 学生ハンドブック pp178-179
- 【資料 3-1-11】2018 学生ハンドブック p29
- 【資料 3-1-12】2018 学生ハンドブック p17
- 【資料 3-1-13】9 月卒業関係資料

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

単位認定、成績評価の方法、出席状況の管理方法、卒業要件は、学生ハンドブックで基準を明確に示している。1 年次 4 月のオリエンテーションや、1 年クラス、2 年ゼミでも学生に指導し、周知を図っている。

単位認定は、担当科目教員が、それぞれの授業科目ごとにシラバスで明示する評価方法及び評価基準に基づき、厳正に評価するように全教員へ周知している。

しかしながら、単位認定率や GP (Grade Point) に違いが生じている部分もあるので、単位認定のあり方や適正な評価基準、評価方法のあり方を、短期大学部ライフデザイン学科の教務委員会で検討していく。

また、1 年クラスや 2 年ゼミ担当教員は、学修内容を確実に身に付けさせるため、学生の出席状況を確認し、遅刻・欠席状況の改善を図っていく。

卒業認定は、毎年度 3 月に開催される教授会 (卒業判定会議) で審議される (9 月卒業の場合 9 月の教授会・卒業判定会議)。今後も継続して、卒業認定基準を厳正に運用していく。

なお、1 年クラスおよび 2 年ゼミの担当教員は、web 上で学生の単位取得状況を確認しているが、卒業直前に単位不足の状況に陥らないように、2 年秋学期直前に学生別の卒業要件の確認作業の徹底を図っていく。

また、教育の質保証のため、次年度から退学勧告の導入を決定した。その勧告の基準などについては、他大学のものを現在調査中であり、本学の学生状況をふまえ検討していく。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ア カリキュラム・ポリシーの策定

短期大学部ライフデザイン学科では、前述のディプロマ・ポリシーをふまえて、教育課程の編成ならびに実施の方針として、コース別にカリキュラム・ポリシーを、次の通りに定めている。これらの内容は、「学生ハンドブック」にも明記して、学生への周知を図っている。【資料 3-2-1】

（キャリアデザインコース）

自身や周囲の人々の家庭生活、職場や地域での活動をより豊かで健全なものとする事ができるよう、居住環境、情報活用、企業活動、地域政策にかかわる分野の教育・研究を行う。

（介護福祉コース）

高齢化、長寿化が進行する社会において、介護の知識、技能を有し、介護を必要とする人が、その人らしい生活を送れるよう支えることができるための教育・研究を行う。

（児童学コース）

少子高齢化、核家族化が進行する社会において、子ども（就学前児童）の成長と教育を理解し、子どもの育ちと学びを支えることができるために、子どもの発達と保育・教育にかかわる分野の教育・研究を行う。

イ カリキュラム・ポリシーの周知

カリキュラム・ポリシーは、学生ハンドブックに明記し、学生へ周知を図っている。【資料 3-2-2】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の基本理念と教育目的には、「地域の貢献できる人材育成」とある。ディプロマ・ポリシーにも、「地域社会」で「創造的に対応しうる意思と素養」をもった「優れた職業人」となることを卒業認定の要件として定めている。これに基づき、カリキュラム・ポリシーにも、キャリアデザインコースでは「地域政策にかかわる分野の教育」を明記している。また介護福祉コースは介護福祉士を、児童学コースは保育士や幼稚園教諭をめざす方向性を明記しており、その延長線上に地域の介護環境の改善や、幼児環境の改善への寄与をめざす方針は自明である。【資料 3-2-1】

このように本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持って策定されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに定めるコース別の 3 つのポリシーに基づき、教育課程もこれに基づき編成されている。教育課程の編成にあたっては、短期大学部ライフデザイン学科の教務委員会で、3 コースの教員が共同で客観的なチェックを行っている。【資料 3-2-3】

また、2017（平成 29）年度から、教育課程の体系が容易に理解できるようにするため、科目間の連携や科目内容の難易を表す番号をつけ、教育課程の構造を分かりやすく明示する「科目ナンバリング」を導入した。【資料 3-2-4】

また、それぞれの科目が適切に計画されているかどうかを、「第 3 者によるシラバスチェック」として行っている。【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、ディプロマ・ポリシーに定める卒業認定の基準において、「家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応しうる意思と素養」を有していることを明記している。修学において、これを確実なものとするために、3 コースの特性にかかわる専門教育科目とは別に、

教養教育にあたる授業科目を設定している。

その内容は「教養教育科目」として①基礎、②健康、③大学入門、④ユニバーサル、⑤留学生として設定され、「短期大学部ライフデザイン学科 科目配置表」に明記されており、学生ハンドブックでも周知されている。【資料 3-2-6】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

短期大学部ライフデザイン学科の教員は、以下の方法で、授業内容の工夫と新しい授業方法の開発、効果的な実施を図っている。

ア FD 研修会の実施

本学では、より効果的な修学が可能な教授方法をみいだすために、大学と短期大学部合同の FD 委員会において、毎年 FD 研修会を企画、実施している。原則的に、全教職員が参加となっており、2018（平成 30）年度は「着任 1 年目の教員から見る、本学学生の実態と課題について」と題して、2 回の FD 研修会が開催され、今年度着任した 8 人の教員から、「半期を終えての本学学生の印象」や「授業運営や学生指導上で感じた課題」などについてお話をいただき、その後グループ討議を踏まえて更にそれらについて議論を深めていった。各教員は、ここで得られた知見をもとに授業内容や学生指導内容を点検し、次年度の授業や学生指導などに反映させた。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

イ 非常勤教員に対するアクティブ・ラーニング導入の推奨

FD 研修会に参加していない非常勤教員にも、アクティブ・ラーニングの導入をうながすため、短期大学部ライフデザイン学科教務委員長名で、「シラバスの第 3 者チェック」の中で「より主体的、対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点」をもったシラバスの作成をうながした。【資料 3-2-9】

ウ 授業改善のためのアンケートと授業評価のアンケート

本学では、全科目において、授業改善のためのアンケートを実施している。アンケートは、各教員自身が、5 回目の授業を目安に実施し、授業内容や方法の改善のため利用している。【資料 3-2-10】

また、受講学生が 10 人以上の科目について、学生による授業評価のアンケートを実施している。結果は集計され、教員にフィードバックされるほか、大学ポータルサイトに掲示して、全学生が閲覧できるようにしている。【資料 3-2-11】

卒業時にも学生生活の満足度のアンケートを実施している。【資料 3-2-12】

エ 授業参観

教員間での授業公開を全学一斉に行い、各教員が自律的に授業内容や授業方法の改善・向上や教授方法の工夫・開発に努めている。参観対象者は、特に事由のない専任教員とし、非常勤教員にも協力を求めている。教員は自由に授業を参観して「授業参観アンケート」に記入し、FD 委員会へ提出する。FD 委員会は内容を集約し、選任教員へメール配信している。【資料 3-2-13】

オ CAP 制の導入

本学では、履修できる単位数の上限を定め、予習と復習にあてられる学修時間を確保できるようにする CAP 制を、2014（平成 26）年度から取り入れている。基準値は「学生ハンドブック」に明記して、学生への周知を図っている。【資料 3-2-14】

カ 適切な教員配置

短期大学部ライフデザイン学科の教員数は、短期大学設置基準に沿って適切に配置している。【資料 3-2-15】

専任教員の年齢バランスは、採用時に考慮しており、教育課程の運用に支障の無いようにしている。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 3-2-1】 2018 学生ハンドブック p6
- 【資料 3-2-2】 2018 学生ハンドブック p6 カリキュラム・ポリシー
- 【資料 3-2-3】 教務委員会議事録 (第 2 回、第 4 回)
- 【資料 3-2-4】 2018 学生ハンドブック p79
- 【資料 3-2-5】 シラバス第 3 者チェック資料
- 【資料 3-2-6】 科目配置表 2018 学生ハンドブック p79
- 【資料 3-2-7】 平成 30 年度 FD 研修会資料
- 【資料 3-2-8】 平成 30 年度シラバス
- 【資料 3-2-9】 平成 31 年 2 月 21 日付「平成 31 年度シラバスの確認について (依頼)」
- 【資料 3-2-10】 資料 2-2-11 におなじ
- 【資料 3-2-11】 資料 2-2-12 におなじ
- 【資料 3-2-12】 資料 2-2-13 におなじ
- 【資料 3-2-13】 資料 2-2-4 におなじ
- 【資料 3-2-14】 履修登録単位数の上限 (CAP 制) 2018 学生ハンドブック p23
- 【資料 3-2-15】 びわこ学院大学短期大学部 教員名簿 2018 学生ハンドブック p195

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

短期大学部ライフデザイン学科の自己点検評価委員会では、社会の変革と地域のニーズの変化を的確にとらえ、それに沿った教育課程を編成するために、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを、年度ごとに点検する。その結果をふまえて、必要に応じて見直しを図り、効果的な教育科目の編成を図っていく。

また、教務委員会では、「シラバスの第 3 者チェック」を徹底し、全教育科目におけるアクティブ・ラーニングの導入と活用を図っていく。教養教育科目と専門科目のバランスと適切についても、教育課程の体系が容易に理解できるようにするために導入した「科目ナンバリング」を、より分かりやすいものになるように検討していく。さらに、配置理解度の向上を目的とした教養教育科目の適切な配置について、引き続き学科レベルでの検討を重ねていく。

FD 委員会では、有効な FD への取り組みを日常的に模索し、全学的な研修を定期的に行うことはもとより、教員各自の主体的な取り組みを支援する。また「授業改善のアンケート」や「授業評価のアンケート」、「卒業アンケート」も継続し、効果的な利用を検討していく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

ライフデザイン学科において、進路・教職支援センターが把握している進路先の情報をもとに、卒業生の就職率や職種などを中心に分析を行うことで、三つのポリシーを踏まえた学修成果 (教

育目的の達成状況)の点検・評価方法としている。

なお、直近の卒業生の進路先は〔表 3-3-1〕〔表 3-3-2〕に示したとおりである。

〔表 3-3-1〕 2017 (平成 29) 年度卒業生の進路先

コース 職種	地域政策		ライフデザイン		介護福祉士養成		計	
民間企業	9	90.0%	9	60.0%	2	6.9%	20	37.0%
医療・福祉	1	10.0%	5	33.3%	25	86.2%	31	57.4%
進学	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	1	1.9%
公務員	0	0.0%	0	0.0%	2	6.9%	2	3.7%
家事・その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	10	100.0%	15	100.0%	29	100.0%	54	100.0%

〔表 3-3-2〕 2018 (平成 30) 年度卒業生の進路先

コース 職種	児童学		キャリアデザイン		介護福祉		計	
民間企業	2	11.75%	9	56.2%	2	7.1%	12	19.7%
医療・福祉	2	11.75%	0	0.0%	24	85.7%	26	42.6%
幼保	12	70.6%	0	0.0%	0	0.0%	12	19.7%
進学	0	0.0%	3	18.8%	1	3.6%	4	6.5%
公務員	1	5.9%	2	12.5%	0	0.0%	2	3.3%
家事・その他	0	0.0%	2	12.5%	1	3.6%	5	8.2%
計	17	100.0%	16	100.0%	28	100.0%	61	100.0%

ライフデザイン学科では、2018 (平成 30) 年度卒業生の進路先状況として、ライフデザイン学科キャリアデザインコース卒業生 16 名中 9 名 (56.2%) が地元を中心とした民間企業に、介護福祉コース卒業生 28 名中 24 名 (85.7%) が医療・福祉関係施設に、また児童学コース卒業生 17 名中 13 名 (76.5%) が幼保関係施設への就職となっている。また、その前年度 (2017 (平成 29) 年度) においてもライフデザイン学科地域政策コースとライフデザインコーの卒業生 25 名中 24 名 (96.0%) が企業就職し、介護福祉士養成コース卒業生 29 名中 25 名 (86.2%) が医療・福祉関係施設への就職となっており、「生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材を育成する」という学科の教育目的が達成されている。

イ 学生の就職先等へのアンケート調査による三つのポリシーを踏まえた学修成果 (教育目的の達成状況)の点検・評価方法

2018 (平成 30) 年度、進路・就職支援課が前年度に引き続き、企業向けのアンケート調査を実施した。具体的には、①本学卒業生の印象について 20 項目を列举して、それぞれに 5 段階で評価するとともに、②その企業が採用にあたって重視する項目を先の 20 項目の中から 5 点を選択してもらった。

これをもとに、企業が「採用にあたって重視する点」と「本学卒業生の印象評価」(2016 (平成 28) 年度・2017 (平成 29) 年度卒業生)の対応関係を分析したところ、「採用に当たって重視する点」の上位 12 項目の内 10 項目が、「本学卒業生の印象評価」の上位項目とほぼ一致しており、企業が求める学生を送り出せていることが確認できた。〔表 3-3-3〕

[表 3-3-3] 「企業が重視する点」と「本学卒業生の印象評価」の比較

2016（平成 28）年度及び 2017（平成 29）年度卒業生

就職先企業・施設アンケート調査（短期大学部）

回答／調査 = 55／101（回答率 54.4%）

・採用にあたって、
どのような点を重視されますか

・本学の卒業生の印象について、
どのように評価されますか

(社)			(5段階評価の平均)		
1	コミュニケーション能力がある	32	1	誠実である	4.1
2	熱意・意欲がある	31	2	人への思いやりがある	4.0
3	誠実である	29	3	協調性がある	3.8
4	協調性がある	28	3	責任感がある	3.8
5	責任感がある	27	5	粘り強さがある	3.7
6	人への思いやりがある	24	5	熱意・意欲がある	3.7
7	社会常識がある	20	5	仕事への理解力がある	3.7
8	チャレンジ精神がある	15	8	社会常識がある	3.5
9	行動力がある	13	8	コミュニケーション能力がある	3.5
10	柔軟性がある	12	10	行動力がある	3.4

【自己評価】

専門職養成という教育目的に向けて、学修や生活環境、教職員の支援が効果的に機能しており、卒業生の就職先の企業等からも概ね良好な評価を受けていることから、本学の建学精神である「地域に貢献する人材の育成」は内外に浸透しているものと認識している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

達成目標の評価にあたり、進路状況調査や就職先等への調査アンケートの結果は、進路・就職支援センター企画運営委員会で報告され、学内で情報共有を図っている。学科は、これらの結果をもとに次期カリキュラム作成や学修指導改善などに取り組んでいる。ライフデザイン学科においては、2011（平成 23）年度、2013（平成 25）年度、2017（平成 29）年度、2018（平成 30）年度にカリキュラムの改訂を実施した。現在は、2019（平成 31）年度の次期改訂に向け準備を進めているところである。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

【自己評価】

本学では、卒業生の進路先状況調査や学生の就職先等へのアンケート調査の点検・評価結果は、教育内容（カリキュラム）の改善（訂）のための資料として、また、先述の授業評価アンケートや教員相互による公開授業の点検・評価結果は、教育方法や学生指導等の改善資料としてフィードバックされており、教育内容、教育力の全般的なレベルアップが図れているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】 2011 学生ハンドブック (pp.34-37.) 2010 年度生カリキュラム

【資料 3-3-2】 2013 学生ハンドブック (pp.42-45.) 2013 年度生カリキュラム

【資料 3-3-3】 2017 学生ハンドブック (pp.62-71.) 2017 年度生カリキュラム

【資料 3-3-4】 びわこ学院大学短期大学部 中期計画

【資料 3-3-5】 2018 学生ハンドブック (pp.78-83.) 2018 年度生カリキュラム

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

2018（平成 30）年度、キャリアデザインコースは、第 1 期の卒業生を出した。公務員試験に合格し、岐阜県の警察事務職等への就職を決めた。また、同じく第 1 期生を出した児童学コースにおいても公務員試験に合格し、公立幼稚園に就職を決めている。これは、「地域に貢献する人材育成」という目的が、公務員への就職と、地元企業、医療・福祉施設への就職率から、これまでどおり果たせているといえる。今後は、公務員試験の合格者数の増加を目指して、更なる努力が必要である。

〔基準 3 の自己評価〕

本学は、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、「学生ハンドブック」にも明記して、学生に周知している。そして、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を定め、これに基づく成績評価が行われ、本学では修得した単位数をもとに教授会において、卒業認定基準を厳正に適用し、卒業判定が行われている。

本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえたコース毎のカリキュラム・ポリシーを策定し、様々な広報媒体によって、これを学内外に周知している。そして、コース毎のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成され、3 コースの特性にかかわる専門教育とともに、5 分野（基礎、健康、大学入門、ユニバーサル、留学生）に亘って幅広い教養教育も実施されている。また、本学は、より効果的な教授方法を見出すための FD 研修会の実施や非常勤講師に対するアクティブ・ラーニング導入の推奨、授業改善や授業評価のアンケートの実施、教員相互の授業参観、CAP 制の導入や設置基準を満たした適切な教員配置により、学生に対する効果的な教授方法の工夫・開発に努めている。

さらに、教育目的の達成状況の評価とフィードバックにおいて、卒業生の就職率や職種などだけでなく、就職先に対するアンケート結果もまじえて分析した結果、ライフデザイン学科の教育目的は、概ね達成されていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1)4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

本学の教学上の意思決定は、学長が決定するにあたり教授会において審議し意見を述べるものとしている。教授会には各分野を専門的に調査・検証する委員会を設けており、学長や教授会からの諮問をはじめ、教学上の事案に関して掘り下げた協議を行っている。

また、人事、予算、外部連携など大学運営に関する基本的事項については、法人理事長、事務局長、学長、学部長及び学科長からなる「三役・学科長会議」において調整を図っている。なお、大学と法人全般に係わる事項である予算・人事、規程の整備、組織の改編、施設整備、対外的な交流（提携、協定等）等については、学校法人の理事会及び評議員会において審議し承認・了承を得ることとしている。

「理事会業務委任規則」では、「理事会は、びわこ学院大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務をびわこ学院大学学長に委任することができる」としており、学長には大学を統括して運営にあたる権限と責任が付託されている。【資料 4-1-1】

意思決定の具体的なプロセスは、「三役・学科長会議」から「企画運営会議」「教授会」「学科会議」及び「コース会議」に至る各組織での協議を踏まえて意見集約を図っている。さらに、18 の委員会と「事務局課長会議」が意思伝達と業務執行の補完的機能を果たしている。なお、一連の会議には関係する事務職員も参画していることから、実務レベルでの情報交換と意識の統一などコミュニケーションの促進にも機能している。

教学上の意思決定は、教授会が中核的機能を担っている。学長は教授会を主宰し、本学の将来構想や入試、教務、学生支援、進路・就職等の事案について会議をリードし、集約された事項について、業務を指揮・執行する。また、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、各センター長、事務局長及び総務部長からなる「企画運営会議」では、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題などを横断的に協議・調整し、学長のリーダーシップのもとに、学務を執行している。

教授会の下に設置する委員会では、各委員会規程に則って運営され、委員長は審議経過を学長に報告するとともに、必要な事項については教授会の審議に付し、学長が最終決定を行う。一方、学部と短期大学部に共通する組織としての 4 センター（入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター、外部連携研究センター）は、各センター長がセンターの企画運営規程に則り職務を遂行している。特に、重要事項や全学的に取り組む事案等に関しては、教授会での審議を踏まえ、学長の了解の下で業務を執行している。

【自己評価】

本学は、小規模大学としての特色を生かして事務執行のスピード化を重視している。管理・運営に関する全般的事項については、学長が主宰する企画運営会議において総括的な審議を行い、

三役・学科長会議などを通して理事長との連携を適切に確保している。また、教学面については、学長を議長とする教授会で意志決定を行っており、学長のリーダーシップが適正に発揮される体制のもとで、組織的な大学運営が実行されている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 4-1-1】理事会業務委任規則（学校法人滋賀学園規程集 1-3）

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

本学運営の基本的方針については、「三役・学科長会議」で協議し、その内容に基づいて学長が業務執行することを原則としている。この「三役・学科長会議」は、各月の定例会議のほかに、緊急事案についてはその都度臨時に開催することとしており、協議内容については、「企画運営会議」において総合調整を図った後、教授会（事案によっては「事務局部課長会議」）を通して学内に周知している。【資料 4-1-2】

これらの組織は学長が主宰（「事務局部課長会議」にあつては事務局長）していることから、その権限と責任の所在は明確である。また、教授会の傘下にある常設委員会等については、それぞれの委員会規程に基づき運営しており、委員長は円滑な企画運営と業務執行にあたる一方、全学横断的に確認を必要とする事項については、教授会において審議経過等についての報告を行う。

【資料 4-1-2】

なお、2015（平成 27）年 4 月の学校教育法の改正に伴い、事務局による事前調整をもとに企画運営会議と教授会の議を経て学内諸規程についての所定の見直しを行った。その主たる事項は、学則第 63 条に定める教授会に関する規程であり、構成および審議事項の範囲等について大幅に改定した。

教授会については、2018（平成 30）年度は毎月第 4 水曜日に開催した。その構成は、教授、准教授、専任講師、助教及び事務局委員（総務部長・教務課長・学生支援課長・入試広報課長）で組織し、学長が会務を主宰する。

教授会には下部機関として 18 の委員会を組織している。これらの委員会は月次の定例日に開催し、学長または教授会からの諮問事案をはじめ、教学・教務に係る事務作業などについての具体的な検討を行い、その内容を学長に報告する。学長はこれらの検討結果をもとに、必要と認める事項について教授会に諮り、その審議経過をもとに最終決定を行う。主要な委員会の審議・協議内容は以下のとおりである。

1) 教務委員会

教育課程の編成、運営をはじめ、学生の転学、留学、休学及び退学・除籍等に関する事項を協議し、教授会上に申すほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することなどを審議検討する。

2) 学生委員会

学生が学園生活を円滑に過ごすことができるよう総合的支援を行うことを目的として設置されている。また、進路支援や学生会・課外活動支援などの学生支援を行っている。

3) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質の向上に資する組織的な取り組みの提案、実行などを所掌している。

4) 図書館委員会

附属図書館として、充実した図書館運営の在り方を協議することを目的に設置されている。学士教育課程の教学組織については、教育福祉学部子ども学科とスポーツ教育学科の 2 つの学科を設け、学科会議と個別のコース会議を組織している。学科や各コースからの審議・要望事

項については、学科長連絡会議により学長に提案する。

この他、教育目的をより重層的に実践するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」「進路・就職支援センター」「外部連携研究センター」の学部教育を支援する4機関を開設している。

「入学センター」は、学生募集活動や入試事務を所掌するとともに、AO入試等で早期に本学入学が決まった高校生に対する「入学前学習」の支援にあたっている。また、近年は連続講座等の高大連携事業にも注力している。

「実習・実践支援センター」は、各種の実習に関わる業務全般を所掌するとともに、卒業生に対する実践指導も行っている。

「進路・就職支援センター」は、在学生の進路決定や就職指導を所掌するとともに、外部機関における学生のインターンシップ活動を支援している。

「外部連携研究センター」は、大学と地域との連携を深める各種事業の企画・実践や自治体や関係機関・団体との協賛活動など学外への発信機能を所管するほか、外部資金の獲得や関連する事項の情報収集及び調査・研究を実施する。

これらのセンターには、それぞれ「企画運営委員会」を置き、所掌事務に係る企画・運営と事業推進についての審議を行い、本学の教学活動を補完するとともに、地域の社会活動を支援し、活性化に寄与している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

【自己評価】

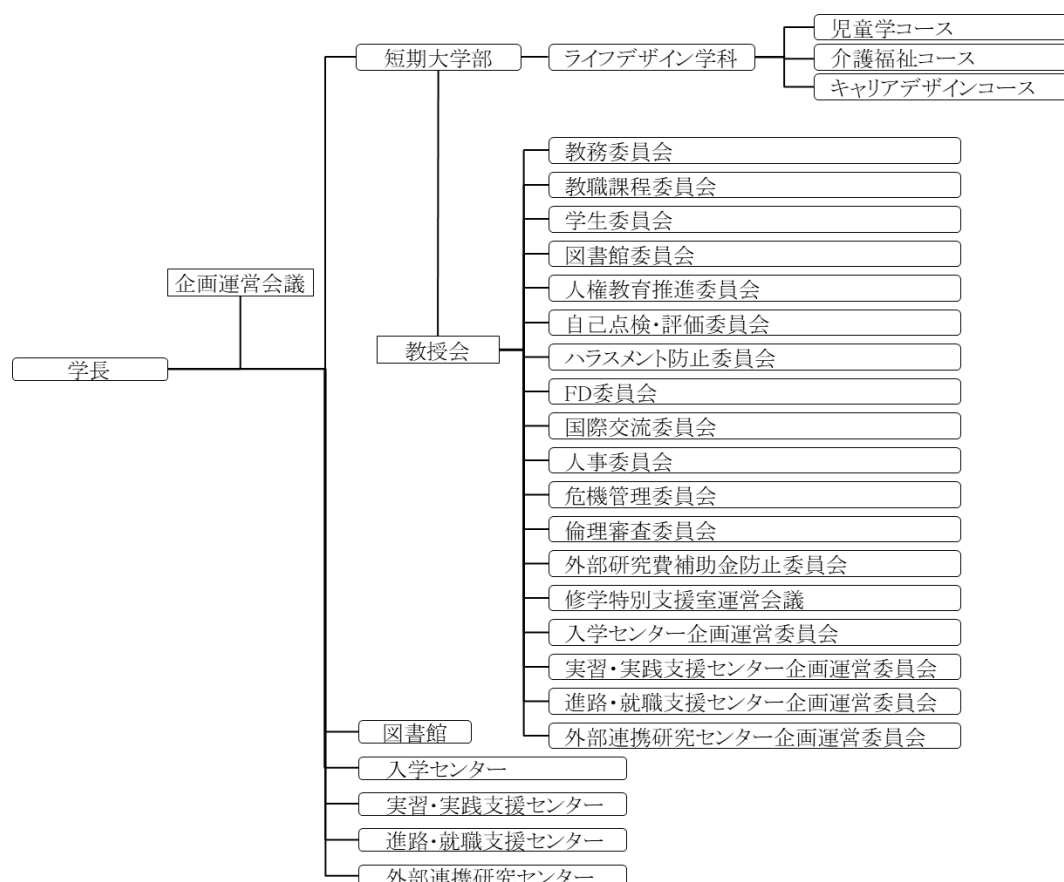
大学運営にあたっては、開学以来大学設置申請書に即して、各組織のリーダーは責任感をもって職務を遂行しており、大学組織は有効に機能してきた。

〔図 4-1-18〕「教学組織」については、すべて規程を整備しており、各組織の権限と責任を明確にしているとともに、機能性も確保している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-2】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役・学科長会議 運営要領
(学校法人滋賀学園規程集 4-20)
- 【資料 4-1-3】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-9)
- 【資料 4-1-4】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-14)
- 【資料 4-1-5】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-11)
- 【資料 4-1-6】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-13)
- 【資料 4-1-7】びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程
(学校法人滋賀学園規程集 2-34)
- 【資料 4-1-8】びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程
(学校法人滋賀学園規程集 2-35)
- 【資料 4-1-9】びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程
(学校法人滋賀学園規程集 2-38)
- 【資料 4-1-10】びわこ学院大学短期大学部 図書館委員会規程
(学校法人滋賀学園規程集 2-36)
- 【資料 4-1-11】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-8)

〔図 4-1-18〕 びわこ学院大学短期大学部 教学組織図



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

組織編成については、「法人本部規程」、「事務組織規程」及び「びわこ学院大学組織運営規程」に則って法人の部署の設置とその所管業務及び各課の事務分掌を定め、能率的に業務が行えるよう、役割を明確にしている。これらの規程に基づき、本学園全体の人員配置のバランスを考慮しつつ、大学の業務に適った適材適所の人事のもとに、効率的な業務執行を心掛けている。【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】【資料 4-1-14】

具体的には、法人の事務組織については、学校法人滋賀学園組織規程に示すとおり、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、大学と短期大学部の管理運営を所轄し、主として教育・研究を支援する大学・短期大学部事務局を設置しているほか、滋賀学園中学・高等学校ならびに附属こども園に事務室を置いている。

大学及び短期大学部は、大学事務局が短期大学部事務局を兼任しており、事務局長の下に総務部、教務部、学生部、入学部、総合企画部、図書館を置き、総務部には総務課、教務部には教務課及び実習・実践支援課、学生部には進路・就職支援課および学生支援課、入学部には入試広報課、総合企画部には総合企画課及び外部連携支援課、図書館には図書課を設置し、それぞれの部局には専任職員を配置している。

また、入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター及び外部連携研究センターには事務職員を置き、入試業務及び授業や教員の教育研究活動支援、地域とのさまざまな交流活動の窓口として機能している。

以上の各部には部長（次長）、課には課長を置き、役割を明確にするとともに権限と責任の明確

化も図っている。

大学経営の総合調整を図る機関とし組織した「企画運営会議」では、学長、学部長、学科長、各委員会委員長などの教員の他に、事務局長と総務部長が教学マネジメントに参加している。また、教務部門と管理部門相互の連携や意識統制、IR 部会による情報共有の機会とし、経営マネジメントに参加する機会をもっている。

この他、全学的な常置委員会として設置している「教務委員会」、「学生委員会」、「入学センター企画運営委員会」、「図書館委員会」などにも、関係課長が委員として参画しており、教学・経営に事務の意向が反映できる形となっており、業務執行の機動性は適正に確保されている。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】【資料 4-1-3】【資料 4-1-10】

また、事務部門にあっては、「部課長会議」を組織している。毎月定例会議を開催しており、各種会議の決定事項の伝達やスケジュールの調整など事務局内の意見調整と事務機能の向上に向けての意見交換などが行われている。なお、これらの会議には必要に応じ理事長が出席し、情報の共有を図っている。【資料 4-1-15】

【自己評価】

法人の使命・目的の達成や教育・研究を支援するための業務体制が整備されており、適切に機能している。しかしながら、実務能力の脆弱性も否めないことから、次世代を担う人材の育成を計画的に進めるとともに、適正な人事配置による事務力向上に配慮する必要がある。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-12】 法人本部規程（学校法人滋賀学園規程集 1-4）

【資料 4-1-13】 事務組織規程（学校法人滋賀学園規程集 1-5）

【資料 4-1-14】 びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程（学校法人滋賀学園規程集 2-1）

【資料 4-1-7】 びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-34）

【資料 4-1-8】 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-35）

【資料 4-1-3】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-9）

【資料 4-1-10】 びわこ学院大学 図書館委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-36）

【資料 4-1-15】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱

（学校法人滋賀学園規程集 4-21）

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学運営に関する基本的事項については、教授会での審議に先立ち、法人理事長、学長及び事務局長からなる「三役会議」において調整を図っていたが、2018（平成 30）年度より大学学部長、学科長および短期大学部学科長も加わり「三役・学科長会議」として検討・調整するとしたことから、情報の共有・意識統制が図られ教学マネジメント機能を向上させることができる。また、協議内容により、担当事務職員も必要に応じ出席し説明することでさらなる機能向上を図ることができる。このように学長のリーダーシップが適正に発揮される体制のもとで、組織的な大学運営を計画することになる。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

本学における学科の教員数は、短期大学設置基準に沿って適切に配置している。専任教員の年齢バランスは、採用時に考慮しており、教育課程の運用に支障の無いようにしている。専任教員の年齢別比率は、60代以上 40%、50代 40%、40代 20%となっている。

専任と非常勤の教員構成は、専任教員数が 10 名、非常勤教員数が 47 名であり、また専任教員による開設授業科目数は 89 科目、非常勤によるものは 79 科目であり、専任教員の占める授業科目比率は 53.0%である。【資料 4-2-1】

本学における教員の採用及び昇任に関する資格審査等は、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」に基づき適切に実施している。教員の選考にあたっては、人事委員会において、最終学歴、学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに判定し、委員会の推薦を受けた候補者が教授会の審議を経て学長が理事長に推挙し、理事会において決定される。【資料 4-2-2】

採用の形態は、任期を設けない採用と年限を固定した任期制採用を併行して実施している。【資料 4-2-3】

教員の昇任も同様に、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」に基づき、人事委員会、教授会、理事会を経て決定されている。

教員評価については、教員が年度ごとに「教育研究活動業績申告書」を学長に提出し、評価結果を教員に報告し、また昇進等への参考資料としている。【資料 4-2-4】

【自己評価】

教員の採用、昇任は、適切な手続きを経て決定しており、その評価は客観的、継続的に実施している。その結果、ライフデザイン学科の専門分野に応じて必要な専門教員を確保し、適切に配置している。

<エビデンス集・データ編>

【表 F-6】全学の教員組織

【表 2-15】専任教員の学部ごとの年齢別の構成

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】2018 学生ハンドブック (p.173)

びわこ学院大学短期大学部 教員名簿

【資料 F-5】より

【資料 4-2-2】びわこ学院大学短期大学部 教員選考規程

(学校法人滋賀学園規程集 3-13)

【資料 4-2-3】びわこ学院大学短期大学部 就業規則 第 3 条 (学校法人滋賀学園規程集 3-2)

【資料 4-2-4】2018 (平成 30) 年度 教育研究活動等の業績申告票

2018 (平成 30) 年度 教育研究活動業績に関わる教員評価結果報告書

4-2-② FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

教員の研修は、2018（平成 30）年度は FD 研修を 2 回行った。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

FD 活動としては、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施している。また、毎年度 11 月に教員間での公開授業を実施しており、これらの結果は FD 委員会において報告会等を実施することにより情報の共有化を図るとともに、授業改善や教育力の向上に役立てている。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】

【自己評価】

FD 委員会による研修会、公開授業の実施、授業評価アンケートの実施などにより教員の資質向上・能力向上への取り組みも積極的に行っており、基準を満たしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-5】2018（平成 30）年度 第 1 回 FD 研修会報告書【資料 2-2-4】に同じ

【資料 4-2-6】2018（平成 30）年度 第 2 回 FD 研修会報告書【資料 2-2-5】に同じ

【資料 4-2-7】2018（平成 30）年度 授業評価アンケート報告書（春学期、秋学期）

【資料 4-2-8】2018（平成 30）年度 公開授業参加報告書 【資料 2-2-6】に同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、介護福祉士や保育士などの養成校であるため、実習を通しての福祉現場での学びが必要不可欠である。そのため、介護福祉コースや児童学コースには、現場実績の豊富な専任教員を配置し、現場での指導を強化していきたい。また、FD 委員会による研修会や公開授業、授業評価アンケートの実施結果などにより、更なる教員の資質向上・能力向上への取り組みも積極的に行っていきたい。

4-3 職員の研修

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

大学・短期大学部事務局で実施する全体研修の場として、SD（Staff Development）研修会を年間 1~2 回開催している。事務局長が中心となりタイムリーな研修テーマを設け実施している。また、学外研修として、業務内容の専門に特化した研修が大学関係団体により多数開催されていることから、実務分野職員の知識習得の機会として、若手からベテラン職員まで積極的な参加を促している。日本私立大学協会、日本高等教育評価機構、私学経営研究会等関係団体が主宰する研修会や定例セミナーなど、延べ多数の職員が参加している。

こうした機会を活用することで、大学職員としての意識の向上と他機関とのネットワークづくりなど実務知識の習得や情報収集に役立てている。この他、自己啓発研修においては、受講料および交通費を支給することで研修機会を増やすきっかけとなっている。

2018（平成 30）年度は、全新生に実施している「基礎力調査」の分析を通して、参加。【資料 4-3-1】

【自己評価】

職員の現有体制がより一層機能するよう、研修機会の提供や自主研修の支援など、資質・能力の向上ための環境整備がなされているものと認識している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 4-3-1】2018（平成 30）年度 FD／SD 研修会開催状況

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

今日、少子化の進展に伴い、進学志望者の全入時代が到来するなど、大学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。こうしたなかで、大学の存在感を維持、高揚するためには、教員は教育と研究、職員は事務執行といった画一的な機能分担ではなく、互いに大学の将来を展望し、双方が補完しあう視点と大学人としての見識が求められる。

また、限られた組織体制であるが、教職員一人ひとりが持てる能力を存分に発揮できるよう適正な人事、組織編成に心掛けるとともに、高度な知識や対応力の修得に向けて、教員・職員との合同研修会の開催や外部研修への自主参加の支援など、教職員の潜在的能力がより一層発揚されるようさまざまな機会を効果的に活用しながら研鑽を深めていきたい。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1)4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2)4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

研究環境として、常勤教員には、研究資材の保管・整理に十分な空間をもち、ネット環境も整った個人研究室（個室）が用意されている。【資料 4-4-1】

研究費として、大学の経費から基本的研究費として、常勤教員（教授・准教授・講師・助教）に対し、個人研究費（年額 25 万円）が支給されている。【資料 4-4-2】

また、学内の競争的資金として、学長裁量経費（「プロジェクト経費」）制度を設け、研究活動の推進に努めている。【資料 4-4-3】

学外の競争的資金については、科学研究費助成事業への申請を常勤教員に促しており、2013（平成 25）年度からは「科研費応募要項説明会」を年 1 回、申請時期（9 月～10 月）にあわせて開催している。【資料 4-4-4】これにより、2018（平成 30）年度には、ライフデザイン学科の科研費申請者が 2 名となった。

研究時間については、専任教員に対し、原則として週 5 日を出向日として所定の時間内に授業、研究および学生指導等にあたることとしたうえで、そのうちの 1 日を、教員本人の申請にもとづき学外研修日として認め、研究に専念する時間を確保できるようにしている。【資料 4-4-6】

このほか、研究活動支援として、2014（平成 26）年度より外部連携研究センターを設置し、外

部研究資金や科学研究費に関する情報提供を行っている。【資料 4-4-7】

「国内研究員（月または1年）規程」、「在外研究員（長期3か月以上1年以下、短期1か月以内）規程」を設け、国内外大学・研究機関へ研究または調査派遣を行い、研究の活性化を図っている。【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

研究倫理に関する学内規程については、2009（平成 21）年に「教員研究に関する内規を定めた。【資料 4-4-10】また、2012（平成 24）年度には、文部科学省のガイドライン等に基づき、『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」、「倫理審査委員会規程」、「外部研究費補助金の不正使用の防止または不正使用の調査に関する規程」を制定した。さらに、2015（平成 27）年度には「外部研究費補助金の不正使用の防止または不正使用の調査に関する規程」を「研究活動の不正行為の防止に関する規程」に改訂（整備）している。これらの規程等の整備によって研究倫理におけるルール及び学長、学部長、学科長、事務局長等学内の役割と責任の明確化し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】

具体的な研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修の取組みとして、コンプライアンス推進責任者（学部長）の下、FD 委員会の主導で、年 1 回 FD 研修会を実施している。研修会は、原則として全専任教職員に出席を求め、2017（平成 29）年度は教職員 16 名の参加があり、参加できなかった教職員もあわせて、研修 DVD の視聴、事後に「理解度チェック」と「誓約書」の提出を求めている。【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】

この他、日本学術振興会作成の『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』を配架し教職員に通読の案内を行っている。

研究倫理に関わる学内審査については、人を対象とする研究のうち、倫理上の問題が懸念される研究を行う場合等に倫理審査委員会をおいて審査をしている。

また、外部研究資金の執行にあたっては、2011（平成 23）年度に「外部研究費補助金取扱規程」、「外部研究費補助金使用に関する取扱細則」を設け、契約、購買、検収、監査等に事務職員が積極的に関与する体制や仕組みをつくり、研究費の不正使用防止に努めている。【資料 4-4-17】

【資料 4-4-18】

さらに、学部教育のなかでも研究倫理の教育を位置づけ、2018（平成 30）年度より、卒業必修科目である「リテラシー入門」において研究倫理に関する基礎教育を行うこととしている。【資料 4-4-19】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「中期経営計画（平成 26 年 12 月策定）」において、『ウ. 教育研究経費比率として 30%を確保すること。』と定め、研究活動への積極的な資源配分に努めている。2015（平成 27）年度の教育研究費率は 27.9%、2016（平成 28）年度の同比率は 25.2%となっている。【資料 4-4-20】【資料 4-4-21】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-1】 びわこ学院大学専任教職員勤務規程

【資料 4-4-2】 びわこ学院大学短期大学部 個人研究費規程

【資料 4-4-3】 平成 30 年度びわこ学院大学学長裁量経費（プロジェクト経費）公募要領

【資料 4-4-4】 平成 30 年度「科研費応募要項説明会」案内

【資料 4-4-6】 平成 30 年度 教員出向表

【資料 4-4-7】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-13）

- 【資料 4-4-8】 びわこ学院大学短期大学部 国内研究員規程（学校法人滋賀学園規程集 3-23）
- 【資料 4-4-9】 びわこ学院大学短期大学部 在外研究員規程（学校法人滋賀学園規程集 3-26）
- 【資料 4-4-10】 びわこ学院大学短期大学部 教員研究に関する内規（学校法人滋賀学園規程集 3-22）
- 【資料 4-4-11】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
「人を対象とする研究」倫理ガイドライン（学校法人滋賀学園規程集 4-23）
- 【資料 4-4-12】 びわこ学院大学・びわこ学院大学倫理審査委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 4-24）
- 【資料 4-4-13】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
外部研究費補助金の不正使用の防止または不正使用の調査に関する規程
（学校法人滋賀学園規程集 3-51）
- 【資料 4-4-14】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
研究活動の不正行為の防止に関する規程（学校法人滋賀学園規程集 4-27）
- 【資料 4-4-15】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部「理解度チェック」
- 【資料 4-4-16】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部「誓約書」
- 【資料 4-4-17】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部研究費補助金取扱規程
（学校法人滋賀学園規程集 4-25）
- 【資料 4-4-18】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
外部研究費補助金使用に関する取扱細則（学校法人滋賀学園規程集 4-26）
- 【資料 4-4-19】 びわこ学院大学「リテラシー入門」シラバス
- 【資料 4-4-20】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 中期経営計画（平成 26 年 12 月策定）
- 【資料 4-4-21】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 教育研究費率推移

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育活動資金収入の安定的な確保に努めるとともに、教育研究経費比率 30%以上の維持に努める。
- ・科研費応募要項説明会の活性化をはかり、専任教員の科研費申請率が 50%を超過できるようにする。
- ・学長裁量経費（「プロジェクト経費」）制度の充実・継続に努め、研究活動の推進をはかる。
- ・研究環境の整備により、常勤教員による『びわこ学院大学・びわこ学院短期大学部 研究紀要』への寄稿率が、100%となった。この維持に努める。

【基準 4 の自己評価】

本学の研究支援は、教員個々に対し、個人研究費、研究室、学外研修日が用意されている。また、教員が所属する学会への参加は、基本的に学校用務として出張扱いになっている。このほか、外部競争研究資金の情報も以上のように、常勤教員が研究活動を行うための環境が整備されている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1)5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2)5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

学校法人滋賀学園の経営理念として「この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。」と、寄附行為に明記している。また、建学の精神については、「国際的視野に立ちながら、将来ますます多様化する未来社会に対応していくことができるように、広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、人間愛に満ち、自立心に富んだ、有為の人間を育成するものであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成を目指す。」としている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行している。

【自己評価】

本学園では、教育基本法及び学校教育法の遵守はもとより、各法令に準拠した規律ある管理運営を行っている。個別具体の事案にあたっては、教授会をはじめとする各種委員会において誠実に取り組まれており、本学の経営に一貫性を確保している。また、本学の建学の精神が地域社会への貢献であることに鑑み、地域との連携を重視した大学運営に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-1】学校法人滋賀学園寄附行為（学校法人滋賀学園規程集 1-1）

【資料 5-1-2】2018 学生ハンドブック （p.2） 建学の精神

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学の使命・目的を堅実に推進するためには、教育の質向上と機能的な組織体制が求められる。

大学の教学運営に関しては、教務、学生支援、進路・就職支援委員会等で審議結果を踏まえながら、教授会において総括的な審議・協議を行っている。また、学部・短期大学部にまたがる諸事案については、学長が主宰する「企画運営会議」での総合調整を経て、全教職員が協働して業務を執行している。

学校法人と大学運営の連携については、学長は法人の理事と評議員を兼任し、学園の意志決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本的方針や事業の進捗状況等について自ら説明するなど、審議と議決に参画しており、大学と法人の間での意思疎通は確保されている。

【資料 5-1-3】

また、大学運営に関わる主要事項については、企画運営会議や教授会等に諮る前に「三役・学科長会議」において協議し意見調整が図られており、使命・目的の推進態勢は整っている。

【自己評価】

以上のように、理事会または教授会等の審議をもとに、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力し合いながら戦略的かつ継続的な取り組みを続けている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-3】理事会会議規則（学校法人滋賀学園規程集 1-2）

理事会業務委任規則（学校法人滋賀学園規程集 1-3）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

ア 環境保全

本学は、東近江市の緑豊かな自然に囲まれた布引丘陵に立地し、特に、正門付近のアカマツの自然林群は、昔日の面影を留める貴重な風景を形成しており、キャンパスのシンボルとなっている。

CO₂削減や節電などの省エネ対策については、「新成長戦略」「エネルギー基本計画」「フロン排出抑制方」他、行政等の指針に基づき空調機器の適切な設置、適正な使用環境の維持、機器の点検等、積極的に取り組んでいる。全教室における室温を夏季（28 度）、冬季（20 度）に設定し、これを遵守するほか、大教室における扇風機による空気循環、教職員のクールビズやウォームビズなど、学生と教職員が一体となって節電対策を実行している。【資料 5-1-4】

キャンパス内での喫煙については、これまで数か所での分煙措置を講じてきたが、受動喫煙防止法の施行に伴い、「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学内禁煙推進計画」を策定し、受動喫煙防止に向けての取り組みを行った。その結果、2017（平成 29）年度から学内全面禁煙を実施した。

イ 人 権

当地域での人権学習は、行政と運動団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識には高いものがある。本学においても人権意識啓発の一環として、隔年で「人権研修会」や「ハラスメント研修会」を実施し、大学人としての高い倫理性と責任ある行動を自覚させている。また、全学生に対しては「人権教育（教養基礎科目）」の履修を通して人権への見識を深めるほか、セクシャル・ハラスメントについては、学生ハンドブックに「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を掲載するとともに、セクハラ研修リーフレットの配布などにより意識啓発に努めている。またハラスメント防止委員会として、セクハラのみならず多様なハラスメントに対応できる体制を整えている。

なお、個別事象に対しては、学生支援課への情報ホットラインを設けるとともに、4 人の教員が相談員となり、臨機に対応することとしている。【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

2018（平成 30）年度は、弁護士を講師に招聘しハラスメント研修会を法人全体で開催した。

ウ 個人情報保護

2003（平成 15）年に「個人情報保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園においても「学校法人滋賀学園個人情報の保護に関する規程」を制定し、学園の業務の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護に努めている。また、同様に 2004（平成 16）年に「公益通報者保護法」が制定されたことから、「学校法人滋賀学園公益通報者保護規程」を定め、公益通報者の保護と受信通報の処理にあたっている。また、2015（平成 27）年 10 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、「マイナンバー法」）に基づき「個人番号及び特定個人情報取扱規則」を制定した。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】

エ 安全管理

大学におけるさまざまな危機的事象の発生に対し、迅速かつ適切に対応するための「危機管理規程」を制定し、本学における危機管理や対処方法等についての態勢整備を行った。【資料 5-1-9】

防災訓練については、毎年東近江消防署の協力のもとに、学生及び教職員による地震・火災等の避難実地訓練を実施している。また、有事での学内関係者への通報の迅速化と災害時における安否所在確認に資するため「緊急時連絡網」を作成し、全教職員が保持している。【資料 5-1-10】
【資料 5-1-11】

本学は、学生のマイカー通学を認めていることから、年度当初のオリエンテーションにおいて、地元の東近江警察署生活安全課の職員による交通安全指導を実施している。【資料 5-1-12】

校舎等の建造物は耐震構造となっており、概ね震度 5 までの地震には安全要件を満たしているが、本学キャンパスが東近江市の災害時の広域避難場所に指定されていることに鑑み、非常時における学生、教職員の迅速な避難をはじめ、近隣からの避難者の受入れ体制のあり方等を検証するため「危機管理委員会」を設置し、防災・減災と人命の安全確保のための「危機管理基本マニュアル」を作成した。【資料 5-1-9】【資料 5-1-12】

AED は、講義棟及び体育館に各 1 基を配置し、使用方法については年度始めのオリエンテーションにおいて、所轄の消防署員が教職員や学生に対する啓発指導を行っている。【資料 5-1-14】

この他、カルト集団の対策についても、東近江警察署との連携のもとに、学生や教職員への啓発に努めている。

【自己評価】

昨今の異常気候の常態化や社会情勢の変化等により、想定外の自然災害や事件・事故が予想されるなかで、学生が安心して勉学にいそしめる教育環境の整備は普遍的課題といえる。特に、地震、豪雨などによる天変地異に備えての危機管理について実効ある取り組みが求められている。本学では、環境への配慮、人権意識の徹底、防災意識の高揚など地域の行政機関等との連携を密にしながら組織的に取り組んでいるものと評価している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-4】省エネ対策揭示

【資料 5-1-5】人権研修会・セクハラ研修会実施要項

【資料 5-1-6】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン（学校法人滋賀学園規程集 4-19）

【資料 5-1-7】個人情報保護に関する規程（学校法人滋賀学園規程集 1-10）

【資料 5-1-8】公益通報者保護規程（学校法人滋賀学園規程集 1-23）

個人番号及び特定個人情報取扱規則（学校法人滋賀学園規程集 1-27）

【資料 5-1-9】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程（学校法人滋賀学園規程集 4-16）

【資料 5-1-10】2018（平成 30）年度 避難訓練実施要項

【資料 5-1-11】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 緊急時連絡網

【資料 5-1-12】2018（平成 30）年度 新入生オリエンテーション 実施要項

【資料 5-1-13】危機管理基本マニュアル

【資料 5-1-14】2018 学生ハンドブック 学内施設配置図（p.174）

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行し大学運営に努めていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人滋賀学園寄附行為において、「理事会」は本学の最高意思決定機関と位置付けている。寄附行為第 16 条には理事会の定数を 6～8 名と定めており、各理事一人ひとりが学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。理事の選任区分は、1 号理事「びわこ学院大学の学長」、2 号理事「滋賀学園高等学校の校長」3 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 3 名以上 4 名以内」、4 号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者 1 名以上 2 名以内」となっている。また、理事会の開催及び審議事項は、年 2 回（5 月・3 月）の定例会のほか、必要に応じ臨時に開催しており、法人の全体予算・決算、財務管理・運営、主要な規程の改廃のほか、学則に定める学科構成、入学定員、授業料の改定などの主な事項について審議決定を行っている。なお、監事は 2 名が定数で、このうち 1 名は公認会計士の資格を所持しており、両名とも理事会に出席し、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

現在の役員は理事 8 名、監事 2 名の定数で構成しており、2018（平成 30）年度に開催された 4 回の理事会への理事の出席状況は 84.4%であり、良好な審議態勢の中で本学園の最高意思決定機関としての機能を十分果たしている。【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】

【自己評価】

理事、監事及び評議員等の構成は適正で、会議への出席率も高い。職務は適確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保されているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-2-1】学校法人滋賀学園寄附行為（学校法人滋賀学園規程集 1-1）

【資料 5-2-2】理事会会議規則（学校法人滋賀学園規程集 1-2）

理事会業務委任規則（学校法人滋賀学園規程集 1-3）

【資料 5-2-3】役員及び評議員名簿

【資料 5-2-4】2018（平成 30）年度 理事会／評議員会 開催及び出席状況

【資料 5-2-5】2018（平成 30）年度 理事会／評議員会 次第

(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)

寄附行為、理事会会議規則に基づき学園の最高意思決定機関としての機能を果たすよう努めていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1)5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2)5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

学長は職指定で理事会の理事と評議員を兼務しており、学園の方針や意思決定を行う理事会構成員と大学経営の統括者としての任務から、いわゆる管理部門と教務部門双方の連携と調整が確保されている。また、日常的にも大学運営上の主要な事項については、法人理事長、事務局長（法人学園長兼務）、学長、学部長及び学科長による「三役・学科長会議（毎月1回定例開催）」において、意見交換や情報の共有を図っており、本会議が法人と大学の責任者で構成されていることから、双方の大筋的な意思統一の場として機能している。

会議においては、①組織・機能の効率化、②教学内容の適正化、③教育・研究の質的向上、④学生生活の利便性、⑤入学定員及び進路の確保、⑥他大学・行政機関との連携、⑦地域との協働など、大学の教育目的や社会的使命など総括的な事項が協議テーマになっている。【資料 5-3-1】

その場で意見集約された事項については、管理部門と教学部門の戦略的目標の実務的な協議と責任分担、情報共有の場となっている「企画運営会議」や「教授会」で審議し、それらの内容については学科会議、コース会議を通して全教職員に伝達されている。

一方、事務局においても、毎月定例的に開催する事務部門の課長補佐職以上で構成する「部課長会議」において、事務局長から適宜報告があり、部門間の連携は円滑かつ適切に行われている。この他、教職員の資質向上を図るため、SD・FD研修会などを開催している。さらに教職員全体のコミュニケーションを図るため、理事長及び学長の訓話や、学内のコンピュータネットワークによる情報共有サイトを通して情報の共有と活用を行っている。【資料 5-3-2】

【自己評価】

健全な学園運営に向けて、学長が志向する教学方針を法人理事長が支える経営と教学の協働体制が整っている。また、学内では情報を共有するための多様なツールが整備されており、これらの有機的な活用を通して、学園関係者の意思疎通は図れている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役・学科長会議 運営要領

（学校法人滋賀学園規程集 4-20）

【資料 5-3-2】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱

（学校法人滋賀学園規程集 4-21）

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

本学園の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第6条により大学から学長が選任されているほか、法人と大学を兼任する職員1名が選任されている。また、「評議員会」においても、評議員に本法人が経営する学校を卒業した者から理事会において2名が選任されることになっており、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

この他、教授会と企画運営会議には事務局長と関係部課長が構成員となっており、学園運営にかかる主要事項について教学と経営の相互間での擦り合わせとチェック機能が発揮されている。

さらに、寄附行為第 5 条及び第 15 条において、監事の定数と職務を定めており、法人及び大学の管理運営全般についてのチェック機能を果たしている。「監事はこの法人の理事、職員(学長、校長、教員、その他の職員を含む。以下、同じ。)または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。なお、監事の理事会への出席状況は良好である。【資料 5-3-3】

また、前述の評議員については、寄附行為第 20 条に設置を定めている。同第 22 条では評議員会は、諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散などこの法人の業務に関する重要事項を、また、同第 23 条では評議員会の職務として「この法人の業務及び財産の状況ならびに役員の業務執行の状況について、役員からの報告を聴取し、役員に対して意見を述べ、または役員からの諮問にこたえることができる。」としている。

評議員の定数は 13 名以上 17 名以内。その選任(寄附行為第 24 条)内訳は、1 号評議員「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部の学長」、2 号評議員「滋賀学園高等学校の校長」、3 号評議員「この法人の職員のうちから理事会において選任された者 4 名」、4 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上の者のうちから理事会において選任された者 2 名」、5 号評議員「評議員から選任された理事以外の理事 1 名以上 2 名以内」、6 号評議員「この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、前五号に規定する評議員の過半数により選任された者 4 名以上 7 名以内」となっている。

現員は、1 号・2 号評議員各 1 名、3 号評議員 4 名、4 号評議員 2 名、5 号評議員 2 名、6 号評議員 7 名の計 17 名が選任されており、任期は 4 年である。

2018(平成 30)年度中に開催した評議員会は、概ね良好な出席(出席率 90.2%)のもとに適切に運営されている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

【自己評価】

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能するとともに、監事及び評議員の職務・使命も法令に学園規程に則り適正に執行されているものと判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 5-3-3】2018(平成 30)年度 理事会／評議員会 開催及び出席状況

【資料 5-3-4】学校法人滋賀学園寄附行為(学校法人滋賀学園規程集 1-1)

【資料 5-3-5】2018(平成 30)年度 理事会／評議員会 次第

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学園が発展していくためには、管理部門と教学部門が車の両輪となって連携し、協働することが肝要である。本学園においては、理事会、三役・学科長会議や教授会等において、法人と大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

今後とも、組織の質的な向上と学園のガバナンスの強化に向けて、ガバナンスコードの策定を検討し、各部門間での緊密な連携のもとに、有機的な教育体制を構築し、教育力の向上を図っていききたい。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

大学経営は、主として学生の学納金と補助金に依存しており、収容定員の充足状況が財務運営に大きく影響する。2012（平成 24）年度の完成年度（子ども学科）を経て、第一期生が社会に巣立ったが、その進路が一定保証されたこともあり、子ども学科の定員は、2013（平成 25）年度以降概ね上昇基調にある。しかしながら、この先、学齢人口の減少に伴う学生確保の見通しが予測できない状況にあることや、2014（平成 26）年度開設の「スポーツ教育学科」の教学環境の整備に要した経費が当面の財政面を圧迫しており、堅実な財務運営が喫緊の課題となっている。このため、2019（平成 31）年度の予算編成に当たっては、教育力向上を原点とした財源の効果的な配分を行う一方、人件費及びその他の諸費用の節減を断行し、帰属収支差額に準拠した適正な予算配分に努めた。【資料 5-4-1】

中・長期的視点に立った財政運営については、2019（平成 31）年度以降においては、本計画の財務運営方針に基づき、事業計画の効率的な展開と経営の健全化に努めることとする。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

【自己評価】

教育福祉学部「スポーツ教育学科（入学定員 40 名）」が開設され、新学科の完成時には子ども学科入学定員 80 名と編入学定員を合わせると、大学が $120 \text{ 名} \times 4 + 30 \text{ 名} = 510 \text{ 名}$ になり、短期大学部の $80 \text{ 名} \times 2 = 160 \text{ 名}$ を加えると、収容定員数は 670 名となる。2018（平成 30）年度の定員充足率は 85.22%と、安全水準には至っていないが、前年度より 8.36%上昇した。これらの定員充足率 100%超を達成することにより、学納金、補助金、寄付金及び事業収入等によって、大学等の運営資金は一定確保できるものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】2019（平成 31）年度 予算編成方針の通達

【資料 5-4-2】2019（平成 31）年度 事業計画書

【資料 5-4-3】学校法人滋賀学園「中期経営計画」…財務計画

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

本学園は、びわこ学院大学、びわこ学院大学短期大学部、滋賀学園高等学校、滋賀学園中学校、びわこ学院大学附属こども園あつぷるを経営し、地域に密着した教育研究活動を展開している。学園全体の財務運営にあたっては、収支の均衡に配意しながら教育研究内容を向上させることに重点を置き、学校ごとに積み上げた概算要求をもとに予算を編成している。

教育研究目的を達成するための運営資金については、学納金や補助金収入、事業収入を財源としている。

近年においては、科研費獲得・講習会収入等の外部資金の確保にも重点を置き、学納金収入以外においても収入増加を図っている。2017（平成 29）年度は私立大学等改革総合支援事業に採択されことも要因となり経常収支差額比率が大幅な増加となった。

理事長は、毎年予算編成方針を策定し教職員に通達後、学部・学科・担当予算要望書の提出を要請している。これを受けて編成された予算案は評議員会の意見を求め、理事会での議決によって成立している。

予算の執行に際しては、不要不急の経費の抑制、費用対効果の視点からの検証など予算の適正管理を基本としながら、事前の起案・稟議等において理解を深めており、これらの手続と決裁を経ない不透明な予算執行は行われていない。

決算については、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算案を作成し、公認会計士及び監事による監査を受けた後、その意見を付して理事会で議決し、評議員会に報告し意見を求めている。決定後は、本学園のホームページ上に財務情報として公開している。

【自己評価】

近年、経常収支差額比率は黒字であるが、引き続き外部資金獲得に向けた取り組みをしき、学生募集に力を注ぎ収入の根幹である学納金収入が安定した収入とし、学園全体で収支の均衡を図るものと認識している。

(3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

帰属収入の柱である学生生徒納付金の安定的な確保は、入学定員に見合った学生の確保に他ならない。受験生の大部分を占める滋賀県内及び近畿地区での募集活動により一層力を入れる一方、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、日頃からの教学面や生活指導などでの細やかな配慮が欠かせない。

大学の財政運営にあたっては、単年度収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財政状況のバランスに配慮した取り組みを進める。

財政の健全化にとって、外部資金の導入は重要なテーマである。国や公的機関、民間団体等が企画する各種の科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けて、募集等に関する情報収集と啓発に努めるとともに、学長裁量によるインセンティブの支給金として科研費申請者に研究費の増額を実施するなどにより学内で応募気運が高揚するよう積極的な働きかけを行う。

今後、加速度的に進展する少子化現象は、社会全体に大きな波紋をもたらすことになるが、大学等の高等教育機関にとっては存廃に係わる最重大事である。この試練を乗り越えるには、財務運営面での収支の確保と教育研究の魅力化である。そうした視点から、限られた財源をより効率的に教育研究に活用することを基本に、支出全般を一様に削減するのではなく、選択と集中によるメリハリのある財政運営を心掛けていきたい。具体的には、各学部・各学科が策定する将来を見据えた事業計画をもとに財務計画を策定し、特色ある学部運営の形成とこれを支える教職員の主体性の意識付けである。また、予算編成時期を早めることで限られた財源の配分先や用途をより綿密に考察することや、配分された予算が教育研究のために適正に執行されたかどうかの検証も重要であり、財務計画策定時の検討課題としていきたい。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2)5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「経理規程」に準拠して、法人本部及び各学校の総務部門において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、私学経営研究会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、顧問会計事務所や監事（公認会計士）に随時問い合わせ、指導助言を受けている。【資料 5-5-1】

【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、堅実な会計処理がなされており、所定の監査においても指摘事項がないことから、適正な執務が行われているものと判断している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 5-5-1】学校法人滋賀学園経理規程（学校法人滋賀学園規程集 1-15）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本学園では独立監査人と監事による会計監査及び業務監査を行っている。会計監査は、独立監査人により「昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号」に基づき、独立性が確保されたなかで、理事会の議事録をもとに取引内容・会計帳簿書類・決算関係書類の確認や備品等の実査など総括的な監査を受けている。2018（平成 30）年度の場合、1 名の公認会計士と 1 名の補助者によって元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合など往査執務を含め延べ 55 日ほどの監査が実施された。

非常勤の監事 2 名は、理事会及び評議員会には、ほぼ毎回出席している。決算原案の作成後会計帳簿書類の閲覧・照合、財務担当者から決算概要の聴取など業務執行状況や財産内容等を監査しており、この結果については理事会及び評議員会において監査報告されている。

また、監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを通して学校法人の状況把握が行き届いたものとなるよう配慮している。

さらに、監事 1 名は毎年文科省主催の監事研修会に参加し、研修事項については事務局長にも報告されている。【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

【自己評価】

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学園の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 5-5-2】2018（平成 30）年度 監事監査報告書

【資料 5-5-3】2018（平成 30）年度 理事会／評議員会 次第

(3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

事務職員の実務知識の向上に向けて、外部研修等において研鑽をつむとともに、公認会計士及び監事との連携を密にし、会計業務を適切に処理する。

【基準 5 の自己評価】

経営・管理については、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令及び本学の諸規程に厳正に準拠しながら、地域との共存を視座とした大学運営に努めている。

理事会、教授会での戦略的意思決定や学長のリーダーシップは適正に発揮されており、また、稟議書の決裁や、法人と大学との組織的連携もスムーズに履行しており、業務執行も機能的に運営されている。特に、近年では大学経営において、事務職員が果たす役割・使命が質・量ともに重視されていることから、SD 委員会の機能向上に力を入れるとともに、学内外の研修会に積極的に参加し、能力・資質の向上を図っている。文部科学省主催の監事研修会にも毎年監事及び理事が出席している。

財務・会計について、事業活動収支差額は改善されているが、将来的展望は楽観できない状況にある。

財務計画に見合った予算編成を念頭に、効率的な予算執行に努める一方、新たな収入の確保にも全学を挙げて取り組み、学園の体力向上に努める。なお、本学園では借入金の依存度は妥当な水準にあることから、財務上の健全性は一定確保されている。

会計処理については、学校法人会計基準や関連の諸規程に準拠して事務執行がなされており、公認会計士及び監事による監査においても特段の指摘事項はなく、適正に処理されている。

以上のように、本学の「経営・管理と財務」については、理事長、学長のリーダーシップとガバナンスによって適正な組織運営がなされており、会計処理や監査体制も厳正に実行されている。今後も、経営基盤の安定化に向けて、中期経営計画の実効ある推進に注力し、キラリと光る個性ある大学として、将来にわたって存続していける体質の構築に努めていきたい。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学においては、内部質保証のため、図 6-1-①に示す教員組織を整備し、それぞれの部署における責任者を表 6-1-①のように規定している。【資料 6-1-1】

図 6-1-① びわこ学院大学短期大学部組織図

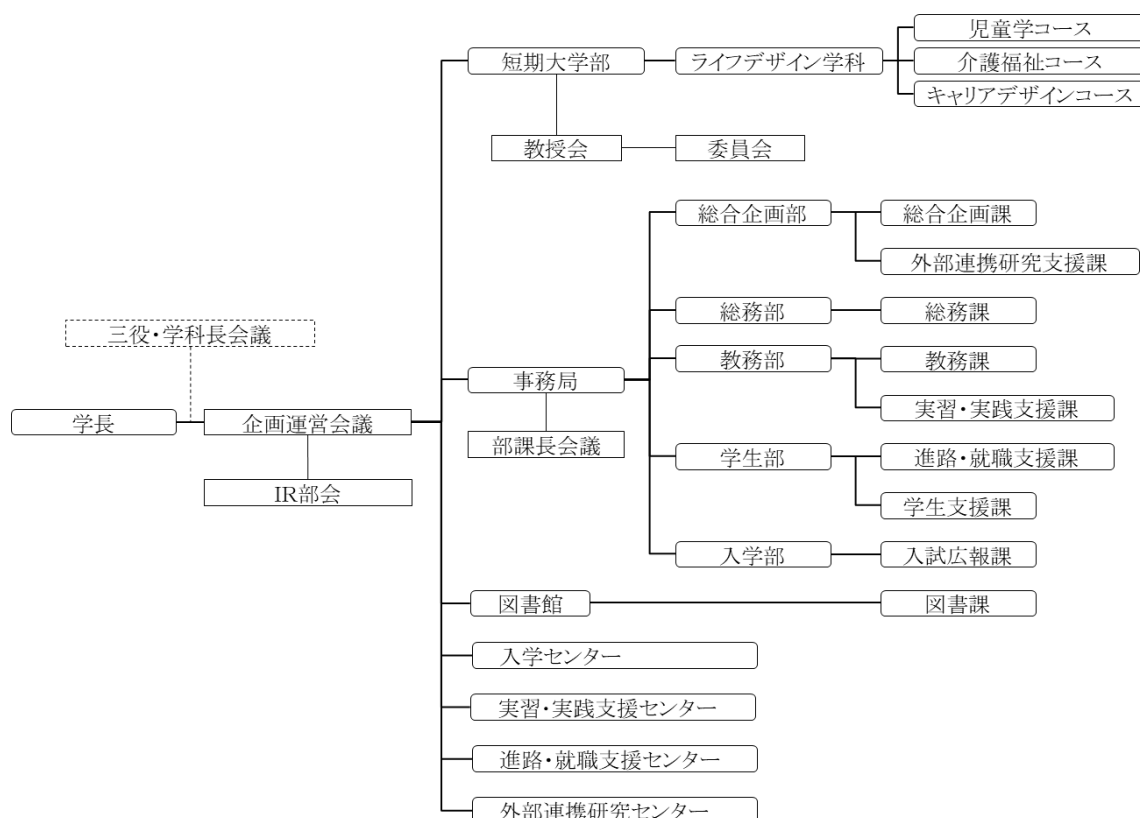


表 6-1-① びわこ学院大学組織責任者

びわこ学院大学短期大学部：学長、ライフデザイン学科：学科長、総務部：総務部長、教務部：教務部長、学生部：学生部長、図書館：図書館長、入学センター・実習実践支援センター・進路就職支援センター・外部連携研究センター：センター長

また、それぞれの部署における意思決定機関としては、短期大学部では教授会、ライフデザイン学科では学科会議を開催し、それぞれの課題に応じて各種委員会で事前審議を行っている。また、図書館では図書館委員会、入学センター・実習実践支援センター・進路就職支援センター・外部連携研究センターにおいては各センター企画運営委員会を開催し、それぞれの組織における

課題の審議を行っている。なお、これらの会議における議長は各部署の責任者が務め、会議の議題決定や議事進行を行っている。さらに各部署の責任者による全体調整機関として学長を議長とする企画運営会議を開催し、本学 3 ポリシーの内容に沿った各部署での新しい取り組みや修正事項を提案し、大学全体としての方向性を企画・調整している。【資料 6-1-2】

以上のことから、本学における内部質保証のための組織は整備され、それぞれの責任体制は確立していると考えられる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程（学校法人滋賀学園規程集 3-1）

【資料 6-1-2】2017（平成 29）年度 教授会・各委員会体制および開催日程

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしていない。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

本学においては学科長を委員長とする自己点検・評価委員会を組織し、2014（平成 26）年度に策定された中期目標・中期計画に基づいて各部署における課題の達成状況を評価している。

また、年度当初の企画運営会議において、学長から前年度の目標達成状況とエビデンスの整備状況が提示され、それらに基づいた当該部署での自己点検・評価を実施している。【資料 6-2-1】

【資料 6-2-2】

これらの結果については学内 LAN を利用した共有サーバーにアップされ、それぞれの状況が把握できるようになっている。本年度は、2 月に拡大自己点検評価委員会を開催し、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度までの 5 年間の成果と課題について取りまとめた。自己評価報告書はホームページに公表している。

【<https://www.biwakogakuin.ac.jp/wp-content/uploads/2017/06/jikotenken-c2016.pdf>】

以上のことから、本学においては内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が実施され、その結果が共有されていると判断する。

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

2017（平成 29）年度第 1 回企画運営会議において、IR 部署の設置を検討した。しかしながら、本学のような小規模校において専門の教職員を配置した IR 室を設置することは困難なため、とりあえずの試行措置として企画運営会議の中に IR 部を設け、企画運営会議のメンバーを中心としてデータの収集・整理を行うことにした。【資料 6-2-3】

そして、その手始めとして、今まで特定の者にしか見ることのできなかった各種規程等をサーバー上に整理・公開し、大学構成員すべての者が必要に応じて参照できるようにした。今年度は各部署で保管している各種調査、データ等を来年度システムの運用開始に向けて収集を進めており、あわせて整理中である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-1】びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 3-38）

【資料 6-2-2】2018（平成 30）年度 第 1 回企画運営会議議事録

【資料 6-2-3】インスティテューショナル・リサーチ部会規則

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては各部署の自主的・自律的な自己点検・評価は実施され、その結果は共有されている。しかしながら、それらを統合・分析して新たな施策に繋げるための取り組みは不十分である。今後は各部署で保管している各種データを一箇所に整理・集約し、その分析に基づいた自己点検・評価が行えるシステムを構築中である。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学においては、年度初めの企画運営会議において学長が前年度の年度目標の達成状況を確認するとともに、当該年度の目標設定を指示する。その指示に基づいて各部署における目標の達成状況を自己点検・評価し、当該年度の目標設定・計画に従って事業を展開し、その実施状況等を示す議事録等は共有サーバー上にアップされ、大学構成員の誰も見ることができる。

以上のことから、本学における内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立され、その機能性を発揮していると判断する。

[基準 6 の自己評価]

上記各基準項目における事実および自己評価に示す通り、本学の各取り組みにおける内部質保証は確保されているものと判断する。

また、内部質保証の方針と組織体制を定め、個人レベル、部局レベル、全学レベルでの PDCA サイクルの仕組みを確立した。今後、IR 情報を蓄積・分析し、教育改善に活用したい。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】内部質保証の方針・組織体制

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 地域交流授業

A-1-① 地域との様々な交流事業

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供 【事実の説明】

びわこ学院大学短期大学部では、びわこ学院大学との共有施設ではあるが、それを活用して地域社会との交流を積極的に図っている。そのひとつとして、登録制による一般の図書館の利用を進めており、地元である東近江市内の図書館との相互利用や、県内の大学図書館との交流も行っている。【資料 A-1-1】

また、滋賀県の「シルバー人材センター」から委託を受け、学内施設や専門教員を動員しての「生活支援サービス従事者講習」を実施している。【資料 A-1-2】

地域住民向けとしては、複数のプログラムによる「公開講座」なども行っており、地域に近い大学としての役割を担っていきたいと考えている。【資料 A-1-3】

また各種免許講習にも、短期大学部教員が参加しており、事務手続きは、外部連携センターが行っている。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

【自己評価】

現在は、本学の所在する東近江市や近隣の愛荘町との間で包括協定を結び、総務・企画、福祉、教育、商工振興、まちづくりなど、多角的な協力体制を採っている。また、地元の八日市商工会議所とも協定を結んでおり、相互に事業への参画等を通じて地域の活性化に寄与しており、上記をはじめ多様な連携が可能となっている。

また 2018（平成 30）年度は、滋賀県立大学 COC+事業として滋賀中央信用金庫と共催で行われた「滋賀に提案するアイデアコンテスト」に、キャリアデザインコース 1 年生が、「天台星回廊」と題して、琵琶湖をとりまく天台系寺院を周回する観光コースを提案して、滋賀中央信用金庫理事長賞（準グランプリ）を受賞、昨年度の滋賀県知事賞（グランプリ）に続く結果を得られた。【資料 A-1-6】

また、2017（平成 28）年度の滋賀県立大学 COC+事業として滋賀中央信用金庫と共催で行われた「滋賀に提案するアイデアコンテスト」でキャリアデザインコース 1 年生が滋賀県知事賞を受賞した「お宝まちなみ、河五八（かごやん）」の実現にむけ、滋賀中央信用金庫と彦根の NPO 法人で協議が続けられていることも【資料 A-1-7】、地域貢献の成果のひとつである。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 図書館運営規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-2）

【資料 A-1-2】2016（平成 28）年度 生活支援サービス従事者講習カリキュラム

【資料 A-1-3】公開講座チラシ

【資料 A-1-4】各検定実施要領（実施団体のもの）

【資料 A-1-5】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-13）

【資料 A-1-6】COC+アイデアコンテスト関係

【資料 A-1-7】地方創生セミナーのリーフレット

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、より地域との交流を深めるとともに、地域の知の拠点としての役割を果たすべく、更に各方面への事業展開を進めていくが、本学のもつ保育士や介護福祉士養成の過程は、その専門性を持つ人材を地域に定着させることこそ、本当の地域貢献と考える。このことをふまえて、地域に専門的な力をもつ人材の提供を図りたい。

【基準 A の自己評価】

毎年 11 月開催の大学祭「紅葉賀祭（もみじがさい）」は、地域から多くの人が訪れ、小さなキャンパスが活気づく。これは地域の人々との日常的な交流の成果であり、大学が学生の学びの場であるだけでなく、地域教育の一端を担う施設であることを示している。その一方で、本学の保育士や介護福祉士養成、あるいは企業人としての専門性を持つ人材が不足する地域にとって、きわめて大きな貢献となる。そのような人材の輩出や定着のうながしは大きな地域貢献となると考えて、教職員一丸となってあたっていく。

基準 B 中期計画の作成

B-1 中期（5 ヶ年）計画の作成

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 中長期ビジョンにもとづく中期（5 ヶ年）計画を作成した。

【事実の説明】

2018（平成 30）年度に学校法人滋賀学園からが作成した中長期ビジョンに示された、中期計画の下部 5 項目にもとづき、ライフデザイン学科の 3 コースそれぞれの中期計画を作成した。具体的には、各コースの方針を明確にしたうえで、コースとしての 5 ヶ年（2019～2023 年）の年次計画を作成した。今後は 1 年ごとに、達成度を確認して、翌年の反省に結び付けていく。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 B-1-1】中長期ビジョン

【資料 B-1-2】中期計画